



テーマは「日本」。
自民党
www.jimin.jp

さらに進める
小泉改革

自民党参議院公約
政権公約「小泉改革宣言 2003」の検証と新たな展開

環境にやさしいエコペーパーを使用しています。

「改革なくして成長なし」—この言葉のとおり、
 小泉改革が軌道に乗った昨年の秋以降、わが国経済は順調に回復を続けています。
 実質GDPは8期連続、名目GDPも4期連続のプラス成長。
 一時は5.5%まで上昇した失業率も、今年4月には4.7%まで低下しました。
 主要銀行の不良債権残高はこの2年で
 13兆円以上も減少し、株価は昨年の後半以降
 しっかりとした上昇基調に転じています。
 日本の経済・景気には、はっきりとした
 明るさが見えているのです。これらはまさに、
 改革の確かな成果にほかなりません。
 しかしながら国内には解決しなければならない
 問題が、いまだ数多く残されています。
 自民党は政権公約に掲げた数々の
 政策課題の実現に向け、
 これまでの取り組みを検証しつつ、
 小泉改革をさらに加速していきます。
 その姿勢は、参議院選挙においても、
 決して揺らぐものではありません。

自由民主党総裁 小泉純一郎

この国を創る
 この国を想い

さらに進める「小泉改革」

【第1章】
 小泉改革5つの成果…………… 2
 国民の身近な生活から国のあり方まで、小泉改革を総括。

【第2章】
 参議院での重点的な課題への取り組み…………… 15
 「良識の府」参議院の特性を生かして、改革をさらに推進。

【第3章】
 「政権公約」実施状況の検証と新たな施策…………… 28
 着手率93.07%（平成16年6月14日現在）、政権公約は着実に具体化。

【第1章】

小泉改革5つの成果

国民の身近な生活から国のあり方まで。
 小泉政権が取り組んできた改革の全体像を総括し、
 その主な成果を、5つにわけて紹介します。



1. 国と地方の行政を簡素で効率的なものに変える

(1) 「官から民へ」、改革が着々と進んでいます

郵政事業を2007年4月に民営化

郵政事業改革については、「郵政事業を2007年4月から民営化すると政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年秋頃までに結論を得る」との昨年の衆議院選挙の政権公約に基づき、党内に新設した「郵政事業改革に関する特命委員会」において関係各界から意見聴取を行うなど、本年秋頃を目途に結論を取りまとめるため、精力的に作業を進めています。政府においても、経済財政諮問会議で検討を進め、4月には論点を整理するなど、改革の動きが着々と進んでいます。

道路関係四公団民営化法が成立

道路関係四公団改革については、本年の通常国会で民営化法が成立しました。平成17年度から新たな体制のもとで、国民に必要な道路の建設と将来の国民負担の回避をともに実現することになりました。

(2) 構造改革特区が全国で動き出しています

○地方公共団体や民間の方々から寄せられた提案を踏まえ、すでに320件を超える特区（平成16年3月末現在）が実現され、動き出しています。（群馬県太田市外国語教育特区、北九州市国際物流特区、神戸市先端医療産業特区、長野県飯田市南信州グリーンツーリズム特区など）

(3) 行政のスリム化、財政の効率化が大きく進展しました

- 平成16年4月から国立大学および国立病院を法人化し、法人運営に自主・自律性と効率性を求めつつ、より質の高い教育・医療サービスの展開を行っています。
- 平成15年4月から日本郵政公社がスタートし、民間的な経営手法を取り入れ、質の高いサービスが提供されるとともに、民間の郵便事業参入も開始されています。（平成16年3月末現在41社が参入）
- PFI事業を積極的に展開しています。（PFI法改正により、民間事業者に行政財産を貸し付けることが可能となり、一棟の建物を公共と民間の施設で区分所有できるようになりました）

(4) 生活密着分野での規制改革、司法制度改革が進展しました

- 施設介護サービスへの民間企業参入、医療機関の広告規制の緩和など、医療・福祉・労働・教育分野の規制改革により経済活性化が実現しています。
- 司法制度を国民に身近で頼りがいのあるものにするため、裁判の迅速化、司法ネットの構築、裁判員制度の導入、法科大学院制度の創設などを行いました。

(5) 本当に必要な公共事業を重点的、効率的に実行しています

- 国土交通関係の公共事業関係長期計画を一本化し、事業間連携を円滑化しました。
- 総合的なコスト削減の数値目標を平成15年度から5年間でマイナス15%とし、公共事業の再評価により、平成10年度から6年間で合計317事業を中止しました。

(6) 国と地方に関する三位一体の改革を推進しています

- 地域のニーズに応える地方主導の行政システムの確立を目指し、国庫補助負担金、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを三位一体で推進しています。
- 地方が裁量度が高く、使い勝手のよい資金を確保できるよう、平成16年度は1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減などの改革を行いました。
- 合併特例法で定められた特例を適用するための申請期限である平成17年3月に向けて、市町村合併を強力に推進しています。

地方のやる気を全国へ

—地域の特性を生かした特区が全国で動き出しています—

構造改革特区制度を創設

平成14年12月

構造改革と地域活性化のため地域の特性に応じた規制の特例を導入する
構造改革特区制度創設
知恵と工夫で経済活性化!

地域の特性に応じた産業集積や新規産業の創出などにより
地域経済を活性化

特定地域の成功事例を全国的な規制改革へと波及させることで
わが国全体の経済を活性化



地方公共団体、民間業者、NPO、個人など誰でも規制改革の提案が可能
地方公共団体や民間業者から**1,695件**の提案（平成15年11月現在）



特区で実施する規制改革 **176項目**
全国で実施する規制改革 **250項目**
を実現（平成16年3月現在）

- 教育、農業、医療分野への株式会社参入といった、従来難しいとされた規制改革を実現
- 今後も年2回程度、特区の提案を地方公共団体や民間事業者の方々から募集

実現した規制の特例措置を使って、地方公共団体が特区計画を策定し、内閣総理大臣が認定



(324件の特区が全都道府県で誕生)
（平成16年3月現在）

特段の問題のない規制の特例措置は早期に全国展開を図ります
（4月から評価委員会の調査開始）

2. 暮らしの安全・安心を守る

(1) より安定した信頼される年金制度を構築しています

- 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引き上げ、厚生年金保険料の将来水準を上限18.3%（労使折半）に固定、厚生年金の標準的給付水準は年金を受け取り始める時点の現役世代の平均的収入の50%を上回るなど、持続可能で信頼性のある制度としています。
- 専業主婦の年金は、基本的に夫婦が共同して保険料を納めたものであるということを明確にし、また育児休業時の保険料免除の拡充、パート労働者への厚生年金の適用の検討開始、離婚時の厚生年金の分割を可能とするなど、生き方、働き方の多様化に対応した制度としました。

平成16年年金制度改革の全体像

○100年間の給付と負担の姿を明確に

将来にわたって給付と負担が均衡するよう、5年ごとに給付と負担を見直す

・概ね100年間で給付と負担を均衡
・保険料の将来水準を固定し、その引き上げ過程とともに法律上明記
・給付水準の下限を法律上明記

○保険料の上昇は極力抑え、将来水準を固定

現在
・厚生年金 13.58%
・国民年金 13,300円

平成29年以降の保険料水準を固定
・厚生年金 18.3%（毎年0.354%引き上げ）
・国民年金 16,900円（毎年280円引き上げ）
（いずれも平成16年度価格）

○年金を支える力と給付のバランスが取れる仕組み

年金額は、賃金の伸びや物価の伸びで改定する

負担の範囲内で給付とバランスが取れるようになるまでは、年金額の計算にあたって、賃金や物価の伸びをそのまま使うのではなく、年金額の伸びを調整する仕組みを導入

○老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保

自動調整の仕組みだけでは、給付は際限なく下がる可能性がある

標準的な年金受給世帯の給付水準は、年金を受け取り始める時点の現役世代の平均収入の50%を上回る水準を確保

○基礎年金への国の負担を1/3から1/2に

基礎年金の国庫負担割合は1/3

平成16年度から1/2への引き上げに着手
平成21年度までに完全に引き上げ
＜それまでの道筋を法律上明記＞

(2) 高齢化時代に対応する医療、介護の抜本改革に着手しました

- エイズ、SARSなどの新たな感染症問題への対応強化、医療ミスの防止、情報公開の推進を実行、国民皆保険制度を堅持し、質の高い効率的な医療体制の確立に努めました。
- 介護保険は、施行後5年経過を踏まえ、痴呆ケア、介護予防・軽度者に対するサービス、在宅と施設のバランスなどを重視した介護保険制度全般の見直し作業に着手し、平成17年に改正法案を提出する予定です。

(3) 安全で安心して暮らせる住まいづくりを推進しました

- これからの日本を担う若い世代が住宅を取得しやすくとともに、住宅投資の拡大を図るため、新たに創設された相続時精算課税制度の下で、3年間の時限措置として、住宅取得などのための資金の贈与を受けた場合の非課税枠を1,000万円上乗せして3,500万円までに拡大しました。
- 国民が無理のない負担で良質な住宅を取得できるようにするとともに、経済の持続的回復を図るため最大控除額500万円の住宅ローン減税を1年間延長しました。
- 耐震補助などのリフォーム支援、中古住宅の流通や老朽マンションの建て替えの推進、バリアフリーで高齢者などが暮らしやすい住宅の整備、シックハウス対策を実施し、お年寄りから子どもまで安全で安心して暮らせる住まいづくりを推進しています。

(4) 環境と経済の両立を進めています

- 京都議定書の温室効果ガス6%削減に向け、環境保護と経済発展の両立の観点を踏まえ、低公害車および燃料電池、太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギーの普及を進めています。
- 食品廃棄物などを活用するバイオマス戦略の推進、不法投棄の撲滅を目指し、循環型社会実現のための施策などを実施しました。

(5) 食の安全確保・大規模災害対策などを推進しました

- 家畜防疫体制の強化、食育基本法の制定、食品安全総合情報システムの整備に着手しました。
- 京都議定書の温室効果ガス6%削減に向け、再生可能エネルギーの普及策を進めています。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法の制定、首都直下型地震、東海地震、東南海・南海地震に対する対策を着実に推進しました。
- 被災者の安定した居住確保のための支援制度を創設するなど、被災者生活再建支援制度を拡充しました。

(6) 犯罪のない安全な国の復活に向けて着実に施策を推進しました

- 今後5年間で治安の危機的状況から脱却し、不法滞在外国人を半減するため、本年度はその1年目として、警察官、矯正職員、入管職員などを大幅に増員するとともに、施設の整備を行いつつあります。今後とも治安の基盤整備に努めます。
- ヤミ金融対策法を制定したほか、悪質商法から国民を守る諸対策を実施しました。また、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、ハイテク犯罪に対処するための法案提出も準備しています。

3. 地域再生により、地方経済を蘇らせる

(1) 地域再生プログラムを策定し、まちと農山漁村を元気で美しくしています

- 特区における規制緩和に加えて、本年2月に策定した「地域再生プログラム」により、地域の創意工夫による地方経済の活性化を支援しています。
- 事業費3,300億円のまちづくり交付金を創設し、稚内から石垣までのまちづくりを支援します。
- 国費200億円の景観形成事業推進費を創設し、地域の美しい景観、緑豊かな都市環境を形成する事業(事業費120億円)を進めています。

(2) 農林水産業を振興し、担い手を育成し、地域環境の保全に努めています

- BSE、鳥インフルエンザ、コイヘルペスなど、食の安全への脅威に的確・迅速に対処するとともに、被害農家などに対しても適切な措置を講じました。
- “強い農業”を目指し、地域再生を進める観点から、農林水産分野の構造改革に取り組んでいます。
- 自給率の向上など、新しい「食料・農業・農村に関する基本計画」を平成17年3月を目途に策定すべく検討を進めています。
- 都市と農山漁村の共生・対流を推進するための施策を展開しています。(予算200億円)

(3) 不良債権問題の早期解決を図ってきました

- 平成16年度末に不良債権比率が平成14年3月期(8.4%)から半減するよう努力し、順調に進捗しています。(平成16年3月期の不良債権比率は5.2%)
- 地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資するため、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案を今国会に提出しました。
- 不良債権処理円滑化のため、欠損金の繰越期間を5年から7年に延長するとともに、産業再生機構に係る政府保証限度額の10兆円計上などを実施しました。

(4) 中小企業再生を支援しています

- 保証人が個人保証による過度な責任を負わないための法的措置について検討を開始しました。
- 破産法、民事再生法を改正しました。再起を目指す企業経営者を支援します。
- 在庫など不動産以外の財産を担保とした資金調達方法の拡充を図るため、動産譲渡担保の公示制度を創設することを検討しています。
- 東大阪市の中小企業による人工衛星打ち上げ計画のように、地域の独創的な活動支援を進めています。

(5) 雇用の創出、維持に全力で取り組んでいます

- 今後2年間でサービス業における300万人以上の雇創出するため、基金(基金対象額1,000億円)によるサービス分野での創業支援、情報関連サービスなどの雇用創出施策(予算92億円)、緑の雇用担い手育成対策事業(予算70億円)などを行っています。
- フリーターの急増など、若者の深刻な就業問題に対処するため、「若者自立・挑戦プラン」に基づき、民間のノウハウを活用して若者に雇用関連サービスを提供する地域ワンストップセンター(ジョブカフェ)の整備(予算80億円)や、企業実習と教育・職業訓練を組み合わせた実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)の実施(予算78億)などを行っています。(予算総額494億円)
- 雇用維持を行った事業主に対する雇用調整助成(予算179億円)、職業訓練の充実(予算238億円)、ホームレスの自立支援(予算30億円)など、雇用の維持施策を実行しています。
- シルバー人材センターの活用など、中高年齢者の再就職・多様な就労への支援事業(予算876億円)、重度障害者・精神障害者対策の推進や障害者向け就業訓練の実施(予算145億円)などにより、障害者の雇用機会の拡大を進めています。



(6) 科学技術創造立国の実現を図っています

- 第2期科学技術基本計画(平成13~17年度)を着実に推進しています。(平成16年度予算3兆6,255億円)
- ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の重点4分野などの研究開発環境整備(文科省予算2兆2,839億円、経産省予算6,226億円)、バイオマス、イネゲノムなどの技術開発(農水省予算1,190億円)などを進めています。
- 情報家電、ICタグ、コンテンツのような、国際競争力を有し、世界をリードできる産業の振興にも力を注ぎます。

(7) やる気があれば創業できる、ベンチャー育成・起業支援を行ってきました

- 中小企業挑戦支援法を平成15年2月より施行し、最低資本金規制の特例として、資本金1円からの創業が可能となりました。(5月21日時点で申請件数約1万5,829件のうち1万2,393件の会社設立)
- ベンチャー支援税制(エンジェル税制)の拡充、非上場株式の譲渡益に対する税率の引き下げ(26%→20%)、ベンチャー支援予算の充実(予算:情報関連9.4億円、大学関連43億円)を行いました。

(8) 知的財産の戦略的保護・活用を図り、知的財産立国を目指しています

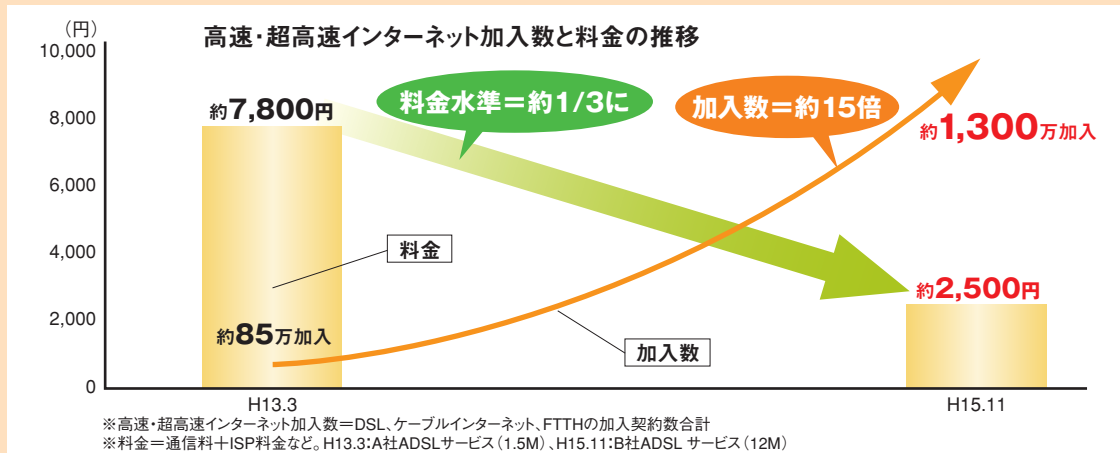
- 知的財産高等裁判所を創設するとともに、特許審査を迅速化します。(今国会で関係法案が成立)
- 知的財産基本法の制定(平成14年11月)、特許法、著作権法、不正競争防止法などの改正を行い、知的財産立国に向けた環境整備を急ピッチで進めています。
- 知的財産関連予算の充実(予算2,135億円)、関連定員の増強(150名)を図りました。特許などの使用料の国際収支は、これまで赤字基調でしたが、大きな黒字(1,512億円)に転換しました。

(9) 世界最先端のIT国家を目指すe-Japan戦略をスタートさせ、IT実感社会が飛躍的に進展しました

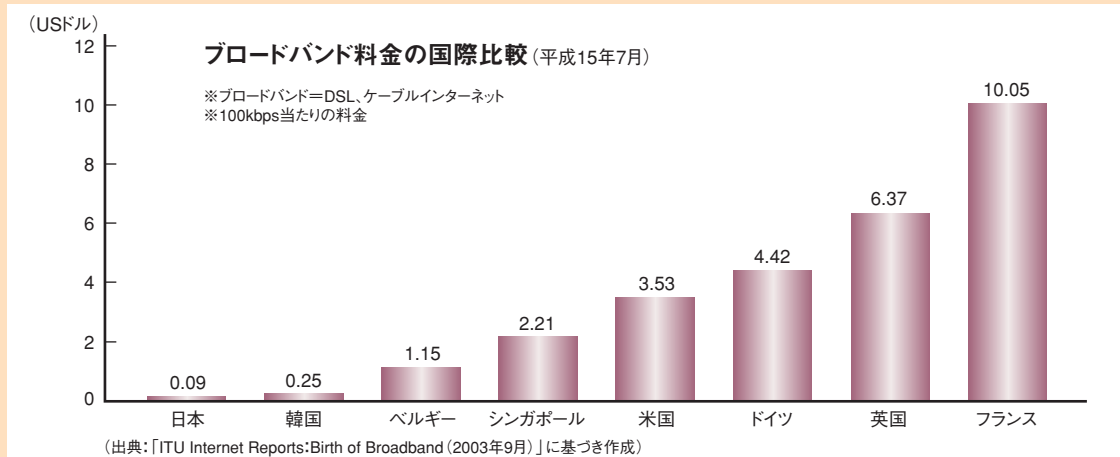
- e-Japan戦略の実施により、高速・超高速インターネット利用可能世帯が一気に拡大しました。(小泉政権発足前と比べて、高速アクセス網は570万世帯から3,800万世帯に、超高速アクセス網は0世帯から1,806万世帯に拡大)
- 平成15年12月から関東、中京、近畿の三大広域圏において地上デジタル放送を開始しました。(1,200万以上の世帯で視聴可能)
- e-Japan戦略IIを実施し、医療、食、高齢者生活など生活密着分野でのIT化を進めています。(予算1兆4,000億円)
- 電子政府の実現に取り組み、本年3月までに、国の行政手続きの約97%をオンライン化しました。

IT化が急速に進展しています!

■料金の低下と高速・超高速インターネットの普及



■世界最安値水準のブロードバンド料金を実現



(10) 観光立国の推進、対日直接投資の推進により、地域の雇用創出、経済活性化を図っています

- 観光立国を推進するため、中国、韓国、台湾などにおいて訪日促進キャンペーンを行い(予算32億円)、外国人旅行者の倍増を目指しています。
- 良好な景観形成などの魅力ある観光資源の整備や農山漁村への訪問者の増加への取り組みを支援しています。
- 対日投資残高を5年間で倍増させることを目指し、行政手続きの見直し、地域の外国企業誘致活動への支援、入国・在留関係の制度の改善を進めています。

4. 国の基本を見直す

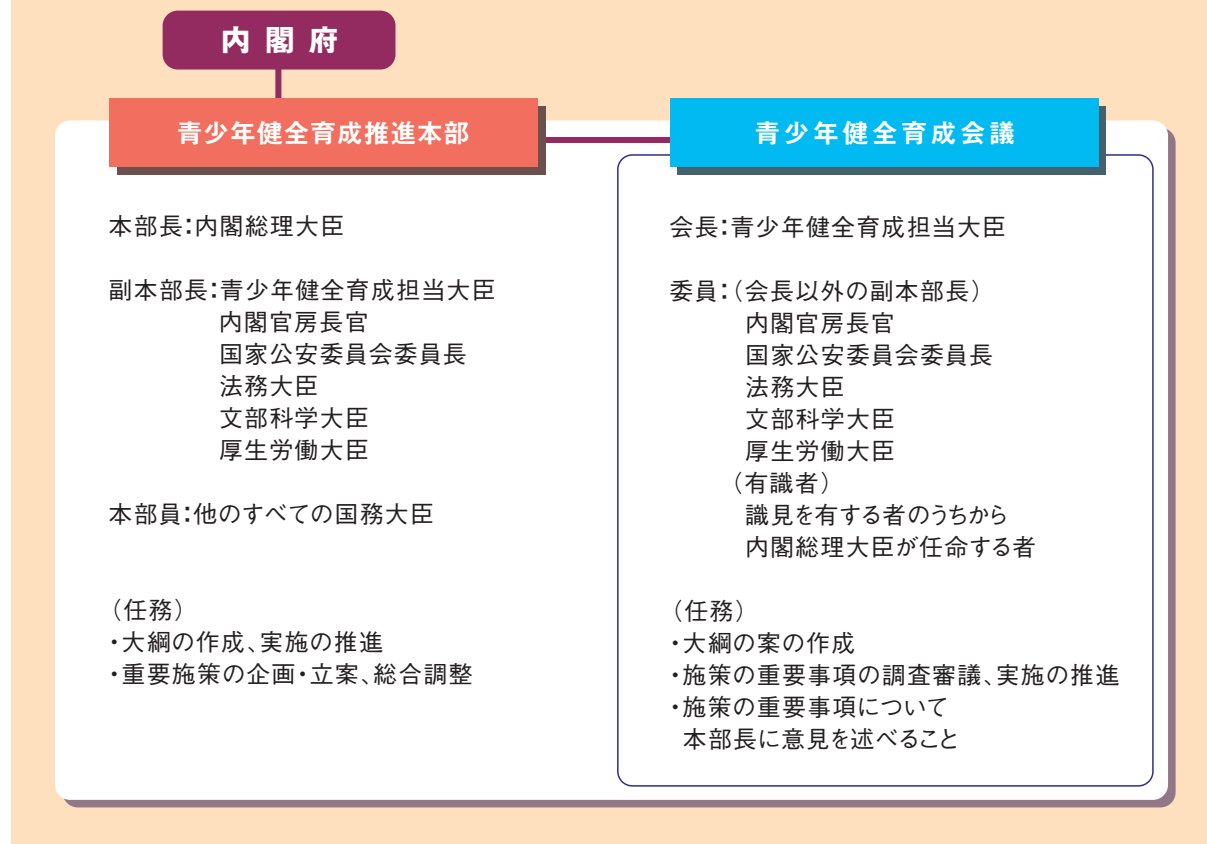
(1) 新しい憲法草案をつくる準備を進めています

- 立党50年を迎える平成17年に憲法草案をまとめるべく、幅広い議論を進めています。
- 憲法改正の具体的な手続きを定める法律案作成の準備を進めています。

(2) 子どもたちの未来のために人間力を高める教育改革を実行しています

- 与党内に協議会を設置し、教育基本法の改正を目指した議論を進めています。
- 次代を担う青少年の健全な育成環境の整備を目指し、「青少年健全育成基本法」の早期制定を目指します。
- 強い人間力を持った子どもたちの育成を目指し、知育、徳育、体育、食育の各般にわたる施策を実施しています。(予算:学力向上推進44億円、子ども体力向上21億円、地域子ども教室推進70億円など)
- わが国の知的基盤を支える大学の国際競争力強化のための支援(予算:特色ある大学教育改革支援68億円、法科大学院など専門職大学院形成支援15億円、私立大学に対する法科大学院支援25億円、法科大学院関連奨学金68億円など)、国立大学の法人化(平成16年度から)、私学の振興助成(予算4,555億円)などを実施しています。

「青少年健全育成基本法」に規定される推進体制



5. 日米同盟を基軸とし、国際協調重視の平和外交を推進

(1) テロ撲滅、地域紛争解決に積極的に貢献しています

- イラク人道復興支援特別措置法を成立させ、イラクの人道復興支援のために、陸海空の自衛隊をイラクへ派遣しました。
- 国際国家としての責務を果たすため、新ODA大綱の重点課題を着実に実施しています。(平成16年度予算:平和の構築689億円、人間の安全保障の推進265億円、国際的開発課題への取り組み679億円など)
- テロ対策措置法に基づく協力活動支援を実施しています。(平成16年5月25日まで、給油活動376回35万6,000kl、国内外の輸送234回)

(2) 北朝鮮の拉致、核、ミサイル問題の早期・包括的な解決に全力を挙げています

- 対話と圧力により平壤宣言の完全履行を求め、再度の首相訪朝を行って拉致問題の早期解決に努めたほか、6カ国協議・日朝協議を進めています。

(3) 防空体制強化のため、平成16年度から弾道ミサイル防衛システムの整備に着手しました

(4) 緊急事態に対処するため国民保護法制を整備します

- 今国会に、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律案などを提出しました。

(5) わが国固有の領土である北方四島返還のための粘り強い外交、海底の天然資源権利確保のため大陸棚調査を進めています(大陸棚調査の予算:104億円)

(6) シンガポールとの経済連携協定(EPA)を締結し、メキシコとのEPA交渉も合意に達しました。さらに韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの交渉を鋭意進めています

(7) 東アジアとの連携を強化します

- 日・中・韓外相会談の毎年開催など、東アジア地域経済連携に向けた活動の強化を進めています。

小泉改革の3年間

改革が進んでいます。

金融システム改革、規制改革、税制改革、歳出改革など、構造改革により経済は力強く回復し始めています。

■主要銀行の不良債権比率

8.4%（平成14年3月）→5.2%（平成16年3月）、平成16年度末に主要銀行の不良債権比率を半減させるとした「金融再生プログラム」の達成はほぼ確実に

■IT

・高速・超高速インターネットの加入者数が約1,449万加入（平成16年2月末）と平成13年3月に比べて約17倍に拡大
・平成15年12月、地上デジタル放送開始（関東、中京、近畿広域圏）

■科学技術創造立国、知的財産

・世界最高水準の「科学技術創造立国」実現に向け重点4分野に科学技術予算を集中投資、「みらい創造プロジェクト」を推進（平成15、16年度）、知的クラスター創成事業・産業クラスター計画推進、研究開発費が過去最高（主要425社4.6兆円：平成15年度計画）、特許出願件数が大幅増（平成9年度839件→平成14年度1,336件：NEDO分）
・知的財産基本法制定（平成14年12月）、特許法、著作権法、不正競争防止法などの改正（平成15年5月、6月）、「知的財産推進計画」決定（平成15年7月）、特許審査を迅速化、知的財産高等裁判所設置、特許などの使用料の国際収支が黒字に転換 ▲800億円（平成13年）→1,512億円（平成15年）

■郵政改革

平成15年4月に日本郵政公社がスタート、政府は郵政事業を平成19年4月から民営化する方針

■道路公団民営化など特殊法人改革

・道路関係四公団の民営化法が平成16年の通常国会で成立、平成17年度中に民営化
・改革対象163法人のうち、133法人について法改正など所要の措置。国立大学、国立病院などの法人化実現

■年金制度改革

持続可能で信頼できる年金制度の確立に向け、基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げ、厚生年金保険料を上限18.3%（労使折半）に固定、モデル世帯の給付水準を年金を受け取り始める時点の現役世代平均収入の50%以上確保

■税制改革

・平成15年度改正で研究開発減税などを中心とする1.8兆円の減税先行措置、上場株式などの配当、譲渡益などに優遇税率適用、登録免許税および不動産取得税の軽減、相続税・贈与税の一体化および税率引き下げなどを実施
・平成16年度は住宅ローン減税の延長・重点化、居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の拡充・創設、土地・建物などの譲渡益に対する税率引き下げ、エンジェル税制の拡充、非上場株式譲渡益の税率引き下げなどを実施

■構造改革特区

これまでに324件の特区を認定。教育、農業、医療などの分野で株式会社の参入など思い切った規制改革を実現

■起業

最低資本金規制特例（中小企業挑戦支援法）施行（平成15年2月）により、これまでに1万1,229件の会社が設立（平成16年4月16日現在）。そのうち、すでに431社が卒業（増資により特例の対象外に）

■環境と経済の両立

世界で初めて燃料電池自動車を政府が導入（平成14年12月）、低公害車が急速に普及（平成12年度末63万台→平成15年9月末575万台、新車登録の64.0%）、世界一の太陽光発電量（平成14年度63.7万kW）と太陽電池生産量（同25.45万kW）、風力発電量は4年間で10倍以上の増加（平成10年度3.5万kW→平成14年度46.3万kW）、バイオマス・ニッポン総合戦略（平成14年12月閣議決定）など

改革の芽を大きな木に育てます。

改革の芽を地域や中小企業など、経済社会の隅々まで広げて大きな木に育てます。

■地域再生

「地域再生推進のためのプログラム」の決定（平成16年2月27日）により、141件（地域限定措置23件、全国措置118件）の支援措置を決定。三位一体改革に資する形で地域が自由に使える資金を確保

■観光立国

外国人旅行者の平成22年倍増（500万人→1,000万人）実現を目指し「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の実施、「観光カリスマ塾」の開催、景観法の制定、都市と農山漁村の共生・対流促進など

■産業再生

・産業再生機構の設置（平成15年4月）……これまでに12件の支援決定
・中小企業再生支援協議会……平成16年5月28日現在3,845企業の相談を取り扱い、349企業の再生計画策定を支援、137企業の再生計画策定を完了。1万1,721人の雇用を確保

■530万人雇用創出プログラム

これまでにサービス分野で200万人の雇用を創出（試算）、今後2年間でさらに300万人以上の雇用を創出する

■社会保障制度改革

社会保障制度全般について、一体的な見直しを開始する。平成16年中に、①中期的な観点からの社会保障給付費の目標、②税・保険料の負担や給付のあり方、③公的に給付すべき範囲のあり方、④各制度間の調整のあり方、⑤制度運営のあり方などの課題についての論点整理を行い、平成18年度を目途に結論を得る

■三位一体改革

平成16年度に国庫補助負担金の廃止・縮減など（1兆円）、税源移譲など（6,500億円＝税源移譲4,200億円、特例交付金2,300億円）、地方歳出見直しによる交付税総額の削減（1兆2,000億円）を実施。今後、改革の全体像を本年秋までに明示。税源移譲は概ね3兆円規模を目指し、その前提として地方公共団体に補助金改革の具体案取りまとめを要請し、これを踏まえ検討

■規制改革

医療・福祉・教育・労働などの分野で規制改革が進展。国内航空運賃（約2割）、株式売買委託手数料（約6割）の低減など90年代以降の規制改革による経済効果（利用者メリット）は約14兆円と試算（1人当たり約11万円、内閣府試算：平成14年度）

■対日投資

対日直接投資残高が着実に増加（平成13年6.6兆円→平成14年9.4兆円）、平成18年までの5年間で平成13年の対日直接投資残高の水準を倍増させる

■基礎的財政収支（プライマリーバランス）

約0.8%（平成15年度→平成16年度）の改善見込み（国・地方）、2010年代初頭の黒字化を目指し、さらに財政構造改革を推進

【第2章】

参議院での 重点的な課題への取り組み

小泉改革をさらに前進させていくため、
自民党は、「良識の府」参議院の特性を生かし、
新たな取り組みについても積極的に推進していきます。



参議院の独自性を発揮するために

参議院には解散がなく、任期は6年です。
全国比例の制度もあり、構成メンバーや院の構成、運営においても
衆議院とは違った独自のシステムを持っています。
わたしたち自由民主党は、これまでの慣例や先例に固執することなく、
絶えず時代と国民のニーズを汲み上げ、
国民本位の視点から新たな参議院の構築を目指します。
つまり、参議院を本当の意味での「良識の府」にします。

6年の任期をフルに活用し、中長期的な政策課題について
しっかりとした議論を行うことが参議院の使命です。
国の根幹をなす憲法改正の議論をはじめ、
今後の少子高齢化を見据えた年金、医療、福祉など、
安心できる社会保障制度の構築や
国家100年の大計である教育、外交・防衛、地球規模の環境問題など、
参議院が中心となって積極的に取り組みます。

行政に対する国会のチェック機能を充実し、
参議院の独自性を確保するため、参議院は様々な改革を行ってきました。
参議院は特に、決算委員会の機能を強化して、
決算審査の結果を予算に反映させるために、
決算の迅速化を実現してきました。
また、参議院独自にODA実態調査も行うこととしています。
さらに、参議院独自の組織である各調査会においては、
同一テーマについて委員間で複数年にわたって議論を積み重ねるなど、
単年度主義にとらわれずに、議論を深めていきます。

年金制度をより確かなものにするために

日本は世界に誇る長寿国、それを支えているのは国民皆年金制度です。お年寄り世帯の収入の7割は、国民年金や厚生年金など公的年金によるものです。

公的年金は、働いている現役世代が、皆で今のお年寄りを支える「世代間扶養」を基本としています。しかし、少子高齢化により、年金財源を支える現役世代人口が減り、一方65歳以上の年金受給世代との比率は、現在の現役3.6人で高齢者1人を支えている状況から、将来、現役1.4人で高齢者1人を支えなければならない状況になると予想されています。今、改革を進めなければ、年金保険料は、国民の負担能力を超えてしまう恐れがあります。

高齡化の進展	区分	65歳以上の人口	65歳以上の人口が全人口に占める割合	20~64歳人口の65歳以上人口に対する比率	注：平成2、7、12年は総務庁「国勢調査」、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」（中位推計）による。
	年（西暦）				
平成12年には20~64歳の人が3.6人で65歳以上の1人を支えているのに対し、平成37年には1.9人で1人、平成62年には1.4人で1人の老人を支えることになり、これは国民経済的に大きな負担になる。	平成 2年（1990）	1,489万人	12.0%	5.1人	
	7年（1995）	1,826	14.5	4.3	
	12年（2000）	2,204	17.4	3.6	
	17年（2005）	2,539	19.9	3.1	
	22年（2010）	2,873	22.5	2.6	
	27年（2015）	3,277	26.0	2.2	
	32年（2020）	3,456	27.8	2.0	
	37年（2025）	3,473	28.7	1.9	
	62年（2050）	3,583	35.7	1.4	

そこで、私たちは、国民皆年金を守るために、今後、長期にわたり、負担と給付のバランスのとれた持続可能な制度の構築を目指し、次のような年金改革を断行します。

- (1) 年金保険料の水準を固定し、その範囲で、賃金・物価の伸びから年金を支える現役世代の数の減少度合いを調整するなど社会経済の動きに合わせて年金額を調整する方式を導入します。
- (2) 保険料水準を固定しても、高齢世帯の生活を支える年金額は、モデル世帯では年金を受け取り始める時点で現役世代の平均手取り収入の50%以上を確保します。
※モデル世帯：夫が平均的収入で40年間働き、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯。
- (3) また、保険料を段階的に引き上げますが、国民の負担が過重とならないよう、保険料率18.3%（労使折半）を上限とし、固定します（国民年金では、1万6,900円*）。
※平成16年度の賃金水準を基準として表示した額。
- (4) 基礎年金に対する国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げます。
- (5) 妻（夫）が第3号被保険者である場合には、保険料負担は、夫婦共同で行っているものであることを明確にし、離婚したときは分割できるようにします。
- (6) 大切な年金財源を無駄に使用することのないよう、大規模年金保養施設グリーンピアなど年金保険料を財源とする保養・福祉施設などの事業を廃止し、年金保険料は年金の給付に関係しないものには使用しません。
- (7) 自分が、いくら保険料を支払い、いくら年金をもらえるのか、国民が分かりやすい仕組みをつくります。また、年金保険料の未納問題について、制度と運営の両面にわたる改善策を進めるほか、社会保障庁のあり方について思い切った見直しをします。

安心で安定した社会保障制度を構築するために

年金、医療、介護などの社会保障制度は国民の安心と生活の安定を支える大事な礎です。国民みんなが納得して支え合う、長期にわたって安定し、安心な制度を構築するためには、幅広い民意を代表する国会の場で、与野党ともに共通の認識を共有しながら、真剣な議論を重ねる必要があります。このため、5月6日の年金制度改革に関する自民党、民主党、公明党の「三党合意」に基づき、国会および与野党協議の場を通じて、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般のあり方について、一体的な見直しを行いつつ、平成19年3月に結論を得ることを目途に、検討を進めていきます。

生涯にわたり安心・元気で活動的な生活のために

健康フロンティア戦略

将来にわたってわが国が真の「健康長寿大国」として発展していくためには、国民一人ひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる「明るく活力ある社会」の構築が必要です。このため、国民の健康寿命（健康で自立して暮らすことのできる期間）を伸ばすことを基本目標に「健康フロンティア戦略」を策定しました。「働き盛り層」「女性層」「高齢者層」という国民各層を対象とした生活習慣病対策および介護予防、そして「健康寿命を伸ばす科学技術の振興」について、平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までの10ヵ年戦略として重点的に政策を展開します。

子育てと女性の就業支援

国の基本政策として定めた「少子化社会対策大綱」に基づき、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たれるよう社会全体で応援するとの考え方に立って、「待機児童ゼロ作戦」の実施、児童手当の充実、放課後児童クラブの整備など、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進します。また、育児休業期間の延長など仕事と家庭の両立支援を行い、結婚や出産後も育児をしながら働くことができるようにするための取り組みを進めます。

障害者の自立のための雇用・就業、地域生活の支援

平成16年の通常国会で改正された障害者基本法を踏まえ、小規模作業所など地域における就業機会の拡大、精神障害者の雇用の促進、在宅就労支援などを進めるとともに、地域の福祉サービスおよび施設などの基盤整備を進めます。

治安の回復、テロへの対応、安全保障など 危機管理のために

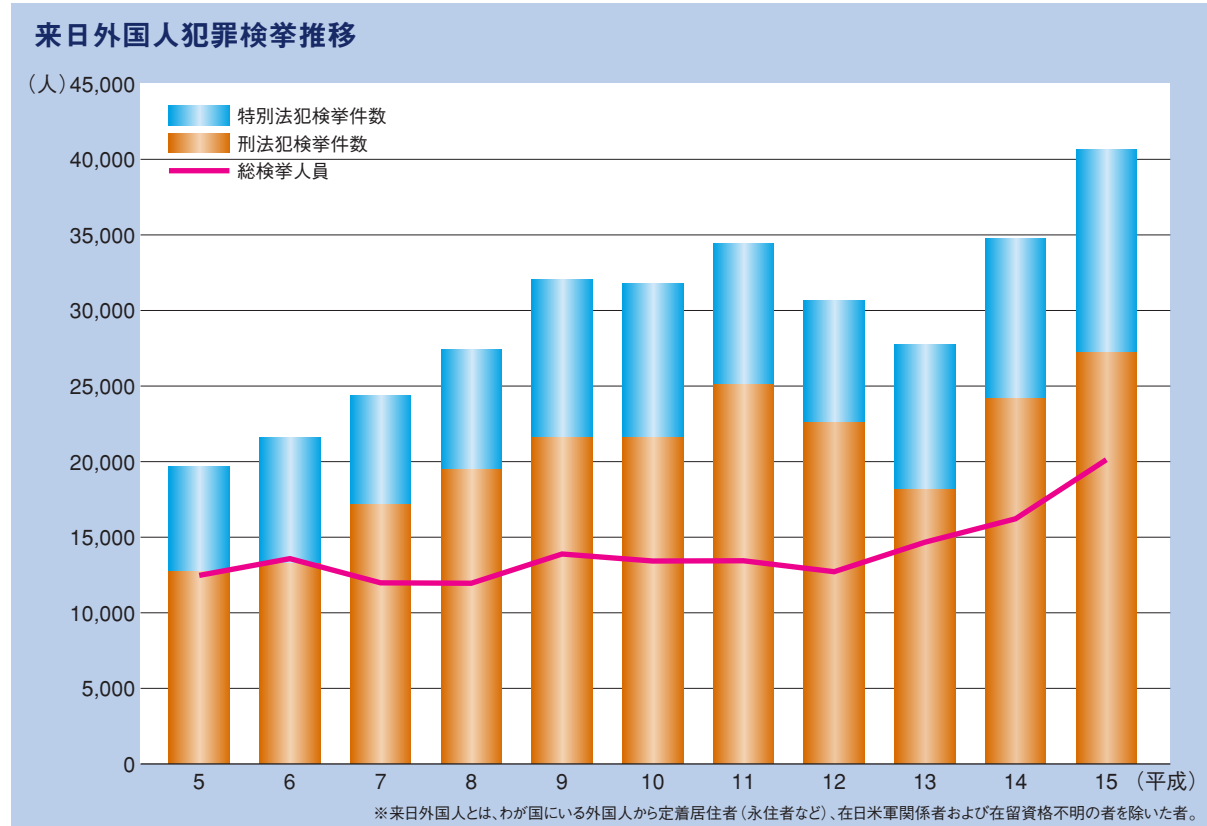
なぜ危機管理が重要か

身近な生活の場所で凶悪な犯罪が多発しており、国民の安全が脅かされています。子どもたちの命が狙われる事件も頻繁に起こっています。最近では、外国人による犯罪が目立っており、これに対しては、外交上の対応も含めて、断固とした処置が必要です。

また、アメリカの同時多発テロ以来、世界が協力してテロとの戦いに邁進しています。わが国も、オウム真理教による地下鉄サリン事件を経験しており、凶悪なテロ事件は決して対岸の火事ではありません。北朝鮮の工作船が日本近海に出没し、海上保安庁の巡視船と銃撃戦となったことは記憶に新しいところ。わが国もまた、テロ対策に万全を期す必要があります。

さらには、激変する国際情勢を考えると、わが国の安全保障について根本的に検討することが必要です。日本はまた、地震、台風、火山噴火など、自然災害の多い国です。阪神・淡路大震災の悲惨な体験を生かして、災害に強い国にする必要があります。

今こそ日本は、かつてのような、世界に誇れる「安全な国」に再生しなければなりません。



具体的な政策として

以上のような諸問題に対応するために、しっかりと危機管理体制を構築しなければなりません。わが自民党は、長期的視点に立って、これまでも「安全な日本」を再構築するために全力を挙げてきました。国民の皆様のご期待に沿えるように、これからも次のようなさらなる努力を展開する決意です。

国内治安の回復

(1) 身近に起こる犯罪の抑止と安全な街づくりを進めます

犯罪の抑止には、政府のみならず地域社会の果たす役割は大きいものがあります。このため、希薄化した地域の連帯を取り戻し地域社会の抑止力を再生するとともに、警察などとの連携強化などを通じ、地域を挙げて安全な街づくりを推進します。

(2) 「歌舞伎町刷新プラン」を実施します

歓楽街は犯罪の拠点になりやすく、犯罪を減らし治安回復の実効を上げるためにも全国的な歓楽街地区の健全化を進める対策が急務です。このため、そのモデル地区として「歌舞伎町刷新プラン」を先行的に実施します。具体的には、国内最大の歓楽街であるとともに国際的な組織犯罪の拠点でもある新宿歌舞伎町地区を、国と都および区が連携して浄化を徹底し、治安回復と街の品格向上による都市再生のモデルとします。また、警察や関係機関、区民が連携して違法な風俗店や暴力団、外国人犯罪組織などの取り締まりを徹底し、犯罪インフラを除去し、清潔で健全な魅力ある街に生まれ変わらせます。

(3) 社会の相互協力で、青少年の健全育成と犯罪防止を進めます

近年の少年犯罪の多発化・凶悪化の傾向は、極めて深刻であり、青少年の健全育成は社会全体の責任であることを再確認し、青少年健全育成基本法を早期に制定するとともに、多面的かつ総合的な対策を進めます。

(4) 外国人犯罪の温床である不法滞在者を半減します

来日外国人犯罪は、20年前に比べて件数で10倍にもなっており、その温床ともなっている不法滞在者対策が不可欠です。このため現在、年間4万人が新規発生し、4万人を退去強制している不法滞在者について、新規発生を年間3万人にとどめ、退去強制を5万人以上に増やすことにより、毎年2万人以上不法滞在者を減少させ、5年間で現在の25万人の不法滞在者を半減します。

(5) 捜査環境の整備と組織犯罪対策を強化します

近年の厳しい犯罪情勢を考慮し、特に組織犯罪に対処するため、新しい捜査手法の導入など捜査環境の整備に取り組みます。

(6) 治安関係人員および関連予算を的確に確保します

わが党は治安対策を5年間で集中的に行うべきとしており、人員をはじめとする治安関係予算確保の必要性を強調しています。来年度はその2年目として、的確に対処します。

警察官の数を平成14年度には4,500人、平成15年度には4,000人、平成16年度には3,150人増員しましたが、今後とも警察官をはじめとし、入管職員などの治安関係人員の拡充に努めます。また、「空き交番」は3年で解消します。

(7) 犯罪被害者への支援体制を整備します

犯罪被害者が、犯罪被害から早期に回復し、安心して社会生活を送れるよう、これまで立ち遅れていた犯罪被害者への支援を推進し、犯罪被害者の立場に立った総合的施策を構築するため、①犯罪被害者の権利を守り支援する原則を明らかにした基本法づくり、②刑事手続きにおける犯罪被害者への情報開示および参加の実現、③被害回復のための経済的支援の拡充、④精神的支援策の充実、⑤犯罪被害者支援の担い手の育成および支援のための幅広いネットワークの基盤整備などを行います。

地域と都市の再生、中小企業の活性化のために

テロの未然防止

- (1) テロ対策は何よりも未然防止が大切です。それには情報の収集・分析が不可欠です。警察をはじめ外務省、防衛庁、公安調査庁などの機能を強化し、情報収集能力を高めるとともに、政府として総合的に分析、共有する体制を強化します。また、情報収集衛星の4基体制を早期に整備します。
- (2) テロリストを国内に入れない、拠点をつくらせない、そして資金源を絶つことも重要です。このため、「水際対策」の徹底をはじめとする諸対策を推進します。
- (3) 危機の時にはリーダーの決断が必要です。それを可能にするために、首相官邸の危機管理能力を高めます。
- (4) 警察の特殊部隊(SAT)を拡充し、テロに備えます。
- (5) 空港、新幹線、原子力発電所など重要施設に対する警備を万全にするため、警察や海上保安庁など、関係諸機関の連携を強化します。

確かな安全保障

- (1) 平成17年11月を目途にわが党の「新憲法草案」を起草し、自衛隊の位置づけと国際貢献における役割、集団的自衛権などについて明確にします。
- (2) 防衛計画の大綱を改定し、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得る体制を整備します。
- (3) 国民保護法制を含む有事法制を整備し、危機への備えを整えます。
- (4) わが国の警備体制を強化し、領土・領海はもちろん、海洋権益をしっかりと守ります。
- (5) 日本国民の税金がテロや独裁や軍拡に使われないようにODA(政府開発援助)の見直しを行い、国家戦略遂行の重要手段として位置づけます。
- (6) 北朝鮮に対して拉致問題の解決を強く求めます。また、核兵器開発計画の完全放棄を求め、粘り強く外交交渉を進めます。

地方警察官増員の必要性

1万人緊急増員
 平成14年度 4,500人
 平成15年度 4,000人
 平成16年度 1,500人
 +
 上記緊急増員に加え
 平成16年度 1,650人
 (平成16年度の増員数は
 合計3,150人)

平成17年度
 から
 更なる増員

- 1. 危機的状況にある治安を回復するための体制の確立**
 - ・重要凶悪事件捜査の強化
 - ・来日外国人組織犯罪捜査の強化
 - ・街頭犯罪対策の強化
 - ・凶悪・粗暴少年事件捜査の強化
- 2. 大規模テロ対策のための体制の確立**

地域の再生を推進する

各種の経済指標を見れば、景気の回復は着実に進んでおり、これまでの大都市・大企業中心から、地方や中小企業にも及びつつあります。しかし、地域や産業によっては、依然として厳しいところがあることも事実です。

日本全体が元気になるためには、地域に根ざした企業、地域を支える産業が活力を取り戻さなければなりません。

小泉内閣では、総理を本部長として昨年10月24日に「地域再生本部」を発足させ、12月19日には「地域再生推進のための基本指針」を決定し、地域自らが、地域を元気にする構想を国に提案し、国はそれを全面的に支援していく仕組みをつくりました。

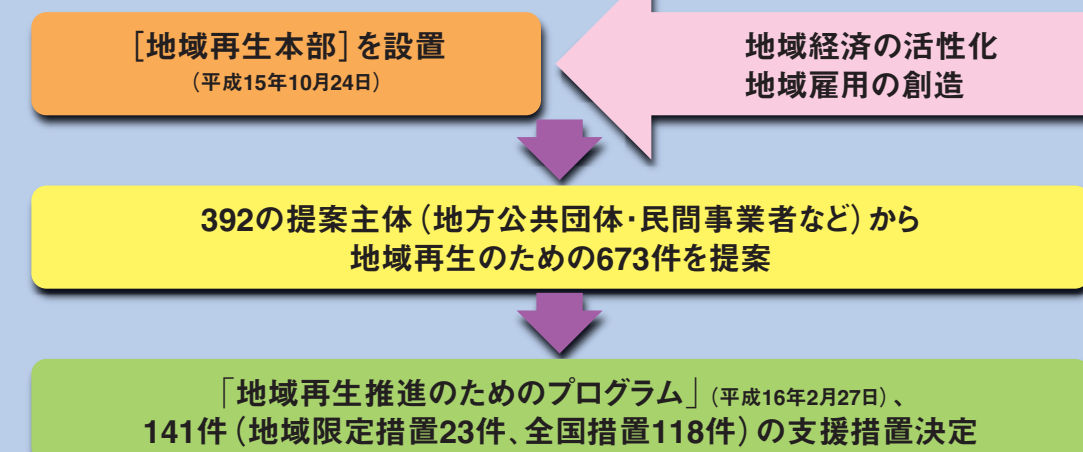
大切なことは地域がまず自ら考え、実行することです。国は地域の計画が実現されるよう、規制・権限(制度)の仕組みと補助金などの仕組みを地域が使いやすいように変えていきます。

当面、重点事項については、次のような基本的な方向性に従って対応を図ります。

- (1) 地域再生の主体となる市町村に対し、地域づくり・地域産業などに関する権限の委譲を進めるとともに、必要な事業を展開できるようにします。そのため、地域における歳入歳出の裁量度を強化するとともに、三位一体改革に資する形で地域が自由に使える資金を確保できるような新たな制度を創設します。
- (2) 地域経済の再生にあたっては、それぞれの企業・事業の再生だけでなく、地域の産業全体を総合的に活性化する必要があり、公的な役割も明確にすべきです。具体的には、地域の基幹的な役割を担っている農林水産業、建設業、中小企業を支援するとともに、観光の振興を図ります。
- (3) 地域固有の文化を生かし、安全で安心して暮らせる美しい国土の形成の観点から、新たな社会基盤のあり方を構築するとともに、人材、情報ネットワーク、地域金融、ソーシャル・キャピタルなどのソフト面も含めたインフラ整備を推進します。

地域再生のためのプログラム

(平成16年2月27日地域再生本部決定)



地域コミュニティの再生を

先端的な新事業（バイオ・医療、IT、ナノテク）、ものづくり産業、地域サービス産業（観光、健康）、食品産業などについて、産業集積、人材、伝統・文化、景観などの地域資源を生かしつつ、産業クラスターの形成を通じた創造的な地域コミュニティの再生を図るため、以下のような政策を推進します。

- (1) コーディネーターの活動への支援や専門人材の育成、顔の見える信頼ネットワークを充実します。
- (2) 大学からの技術移転システムの確立、大学との連携による起業家育成の拠点づくり、産学官連携による技術開発への支援、伝統と先端技術との融合促進など、地域における産学官連携を強化します。
- (3) 観光などの分野における地域の魅力の発掘と情報発信、地域ブランドの保護強化、電子タグなどを利用した生産・履歴の追跡体制（トレーサビリティ）の確立、食品などの海外市場開拓の支援など、国内はもとより国外に対しても、地域ブランドを形成・発信します。

都市再生の総合的な推進

都市の国際競争力を高めるとともに、地域経済の活性化、質の高い生活環境の創出を図るため、都市再生プロジェクトの推進、民間都市開発投資の促進、商店街など市街地の中心部の再生をはじめとする全国都市再生の推進に取り組みます。

中小企業の業務革新や新事業展開をサポートする

異業種の中小企業同士、あるいは中小企業と大学などの研究所、NPOなどがそれぞれの強みを生かして連携し、新事業展開など新たな発展に挑戦する取り組みを支援します。

商品・サービスの販路拡大などの問題を克服するため、開発支援策と事業化に向けた支援策との切れ目のない施策の連携を強化するとともに、外部人材の活用を促進するなど、販路開拓力の強化などに向けた支援を行います。

これらの施策を踏まえ、創業、中小企業の新事業展開についての施策体系を抜本的に見直し、骨太化を図ります。

地域における中小企業の再生策の充実

これまで着実に成果を上げてきた中小企業再生支援協議会の体制をさらに強化します。中小企業への財務面での支援を強化する観点から、中小企業再生支援協議会を軸に中小企業再生ファンドを活用した支援策や政策金融措置などの施策を集約し、中小企業再生を強力に進めます。

中小企業向け金融システムの強化

「金融再生プログラム」に基づき、平成16年度末までに主要銀行の不良債権比率を半減させて不良債権問題を終結させ、日本経済再生に不可欠な金融機能の健全化を実現します。地域・中小企業金融の強化のために以下の施策を推進します。

- (1) 人的保証や不動産担保に依存しない融資制度の拡充や、債権や動産など多様な事業資産を活用した資金調達手法を整備します。また、保証の上限や期限を設定しない包括根保証の廃止など、制度の見直しを進めます。事業会社が営む信託会社の中小企業向け貸出しを公的信用補完制度の対象とします。
- (2) 中小・地域金融機関による貸出しなどの金融サービスの提供を行う機能（リレーションシップ・バンキングの機能）の集中的強化を引き続き図ります。また、改訂を行った検査マニュアル別冊「中小企業融資編」の周知徹底を図り、同別冊に基づく中小企業の経営実態に即した的確な検査に努めます。
- (3) 担保・保証に過度に依存しない融資など、円滑な金融仲介機能の発揮を促し、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進します。不良債権問題を企業・産業の過剰債務問題と一体的に解決する観点から、金融機関による産業再生機構などの積極的活用を促します。整理回収機構（RC C）についても、中小企業などの集中的再生に向け、より一層の活用を図ります。



「三位一体の改革」で地方の時代を開くために

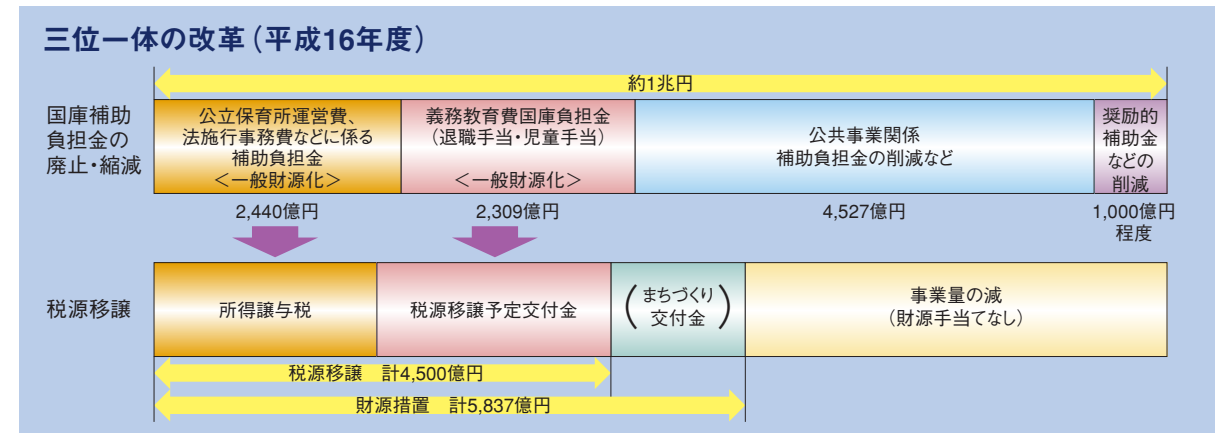
なぜ、三位一体の改革が必要か

現在、国全体の仕事のうち4割を中央政府が、残り6割は地方公共団体が受け持っています。しかし、地方公共団体の自主財源（地方税）は平均3割程度しかなく、地方公共団体が行う仕事の多くは、国から交付される財源（国庫補助負担金、地方交付税）に頼らざるを得ない状況です。このため、地方公共団体は多くの場合、国の指図に従って仕事をするしかなく、地方自治といっても名ばかりの面がありました。そこで、地方公共団体の自主財源（地方税）を増やし、国庫補助負担金を廃止・縮減するとともに、地方交付税制度を改善することによって、地方公共団体が自らの意思で自由に仕事の種類、内容および実施方法を定めることができるようにしよう、それを裏打ちする財政の仕組みをつくらう、というのが三位一体の改革です。

具体的内容は何か

三位一体の改革の目的のひとつは、地方公共団体が自由に使える財源（地方税）の割合を増やすことにあります。政府は平成16年度から平成18年度までの3年間に、4兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減などを行い、地方への税源移譲と地方交付税の改革を行う三位一体の改革を進めています。そして、平成16年度は1兆円の国庫補助負担金を廃止・縮減し、所得譲与税の創設などにより約4,500億円の税源移譲を行いました。

また、地方交付税については、総額を抑制するとともに、各地方公共団体に交付する金額の算定方法を簡素化することにしています。



問題点は何か

三位一体の改革は、本来財政面から地方分権を推進し、地方の自主性を高めようとするものです。したがって、本来地方公共団体から歓迎されるべきはずであるのに、今年度の政府案に対する地方公共団体の評価はあまり芳しくありません。その理由は、1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減と、それに伴う税源移譲が不十分と見られたこと、また、地方交付税（対前年度比▲1兆2,000億円）と臨時財政対策債（対前年度比▲1兆7,000億円）が大幅に削減されたことにあります。

また、平成16年度の国庫補助負担金の改革については、公共事業費などの削減分が税源移譲額につながっていないとの声や、廃止されても地方公共団体としては、引き続き義務的に予算化せざるを得ないもの（例えば、退職手当に対する義務教育費国庫負担金の改革）が含まれているなど、今回の改革が必ずしも真に地方の自由度の向上につながっていないとの声などが寄せられています。

今後はどう進めるべきか

地方公共団体も事務事業の見直しや組織の改編、人員の削減など、徹底した行財政改革を断行しなければならないことはいうまでもありません。しかし、地方公共団体にその検討を行う時間すら与えない突如の補助金、交付税カットは地方公共団体の改革意欲を削ぎ、政府に対する反発を募らせるだけです。このため、私たち自民党は以下の点を考慮しつつ、「三位一体の改革」を推進していきます。

- (1) 平成16年度からの3年間で約4兆円の補助金の廃止・縮減などを行い、地方への税源移譲と交付税改革を行う「三位一体の改革」について、残る2年間の工程を遅くとも本年秋までに明らかにします。
- (2) そのため、税源移譲は概ね3兆円規模を目指します。その前提として地方公共団体に対して、補助金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討します。
- (3) 既存の補助金を見直し、裁量度が高く使い勝手のよい資金を地方が確保できるような仕組みや制度を工夫します。
- (4) 交付税の改革は、地方単独事業、地方公務員給与などの改革とあいまって実施します。その際、効率的な行財政運営を促進する改革を進めるとともに、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額を確保します。また、地方の行革努力が報われるよう、交付税を配分します。

夢の持てる農林水産業を実現するために

今、農林水産業、農山漁村の何が問題か

今後、地球温暖化に伴う気候変動により、世界的な食糧危機が起こる可能性があるとの指摘があります。農地、担い手、技術など食料自給力を確保することを前提に、戦略的に食料自給率を上げていかなければなりません。

また、日本では、多様な国土条件、気象条件の下、多様な農業が展開されています。

農業の大多数は家族経営ですが、農業法人や集落営農も積極的に推進し、農業全体に活力をもたらしていかなければなりません。

さらに、日本の国土は、北海道から沖縄まで多様な地域が連なる、変化に富んだ美しい環境にあり、より一層地域の特性を生かした農村を創造していくことができるはずで、都市部を含め、より広域的な農村整備政策が求められます。

戦後の植林による森林資源の充実が進む一方で、森林整備が行き届かなくなっており、このままでは、京都議定書の国際約束達成に必要な森林による二酸化炭素の吸収目標を大幅に下回ることが懸念されます。

わが国は、世界三大漁場の一つに広大な排他的経済水域を有しており、適切に魚資源を育成、保存、管理することにより、ピーク時から半減している漁業生産を回復し、水産物の自給率向上に貢献していく必要があります。

われわれ自民党は、以上の点を踏まえ、次のような政策を推進します。

安心の食料、足腰の強い農業、美しい農村

安全で健康的な食料は国民生活の基本です。幸い日本型食生活は、栄養のバランスのとれた世界一健康なものと認められています。この食生活をいつまでも続けるため、「食育基本法」を制定して子どもの頃から習慣づけるとともに、「コメ政策改革大綱」の確実な実施により、コメの用途を飼料など食料以外にも拡大して水田機能を維持し、将来における「減反」からの脱却を目指します。鳥インフルエンザやBSEなどの予防・防疫措置や万一の事態に対処する体制整備に万全を期します。

認定農家、営農法人、集落営農組織を中心として地域農業を支える多様な経営に対し、WTOの緑の政策となる「日本型直接支払い」を導入します。また、食料消費80兆円の中で生産者の手取りが増加する政策を推進し、成長する近隣諸国を中心に農産物の輸出の10年間倍増を目指します。WTOやFTAの交渉でも主張すべきは断固主張します。他方、足腰を強くした農業経営により、基本計画の自給率目標45%を確実に実現し、最終的には50%を大きく超える自給率の達成を図ります。

美しい農村は国民共有の財産です。守るべき農地と活用すべき農地をメリハリをつけて選択する農地法制を樹立するとともに、農業施設と農村環境の保全のため重点的に公共投資を実施します。安全・防災の拠点となる都市農業を守る一方、都市と農村の共生・対流のためグリーン・ツーリズムなどの振興を図ります。

地球環境と国民生活の基盤を支える森林整備

京都議定書による温室効果ガス削減義務6%のうち3.9%が森林による吸収に期待されています。森林はまた、国土保全、水源涵養や森林浴の場の提供など国民生活にとって不可欠な基盤です。

このような重要な機能を持つ森林を整備するため、「緑の雇用」なども活用し、間伐など必要な投資を確実に実施するとともに、住宅産業のニーズに対応する生産・流通・加工の新たなシステムの確立と新技術の開発により木材産業を活性化し、林材に対する需要を確保します。

国民の食生活に不可欠な水産物

健康な日本型食生活の重要な要素のひとつは水産物です。消費者からの安全・安心への要請に応えるため、衛生面に配慮した漁港の整備や水産加工へのHACCP(危害分析重要管理点)手法の導入を促進します。

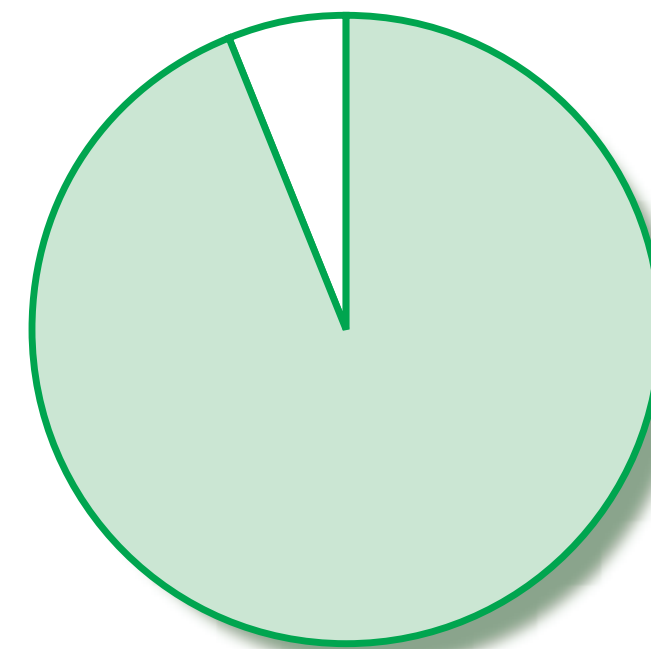
四方を海に囲まれる日本にとって、漁村はひとつの安全保障施設ともいえます。藻場や干潟の造成を推進するなど生産基盤を整備し、集落排水施設など漁村の住環境の整備を進めます。

【第3章】

「政権公約」実施状況の 検証と新たな施策

昨年の衆議院選挙で自民党が約束した政権公約は、
全体の93.07%が、すでに実現に向けて動き出しています。
また、その具体化に伴って、新たな施策も追加されています。
ここでは個々の公約の進行状況などをまとめて紹介します。

※法律案の審議状況は平成16年6月14日現在



着手率 **93.07%**

1. 「官から民へ」 — 民間にできることは民間に

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 「民間にできることは民間に任せる」 — 民主導・自立型の経済社会へ		
(1) 郵政事業改革 ・郵政事業を2007年(平成19年)4月に民営化	郵政事業を2007年(平成19年)4月から民営化すると政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年(平成16年)秋頃までに結論を得る。	本年1月、「郵政事業改革に関する特命委員会」を設置し、国民の意見を広く聴いて検討中であり、本年の秋頃までには意見を集約し、その結論を得る。政府においては、経済財政諮問会議で論議を推進。
(2) 道路関係四公団改革	2005年(平成17年)度から民営化する法案を2004年(平成16年)通常国会に提出。	民営化法案が平成16年の通常国会で成立。 159国会提出関係法令／(成立) 高速道路株式会社法、(独) 高速道路保有機構法、道路公団民営化関係整備法、道路公団民営化関係施行法
(3) 官製市場の民間開放	日本経済の4割を占める官製市場を民間に開放。民間の提案に基づく競争入札などにより、国と地方の行政サービスを民間に移譲。	平成16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定。これに基づき設置された閣僚からなる「規制改革・民間開放推進本部」および民間人からなる「規制改革・民間開放推進会議」において今後具体化を推進。
(4) 構造改革特区の活用	構造改革特区を活用し、産業の国際競争力強化、住民ニーズに即したサービス産業の育成、雇用機会の創出を実現。	構造改革特区は平成14年12月から実施し、すでに324件の特区が稼動(平成16年3月末現在)。 159国会提出関係法令／(成立) 構造改革特別区域法 [今後の取り組み] 特区における経済効果などを検証し、効果の認められるものについては規制緩和などの全国展開を進める。また、提案の実現度を高めるために、別個の提案について不採用の理由などを具体的に公表し、提案者に不採用の理由に対する意見提出の機会を十分に与えるものとする。
(5) 官と民の不公平の是正	民間類似の官業の税制上の取り扱いなどを民間並びに。特にPFIを活用する観点から税制や規制で官とのバランスを検討。	PFI法に規定する選定事業者が取得した国立大学の校舎の用に供する家屋および償却資産について、固定資産税および都市計画税の課税標準をその価格の2分の1に。 159国会提出関係法令／(成立) 地方税法および国有資産等所在市町村交付金および納付金に関する法律の一部を改正する法律
(6) 規制改革	総合規制改革会議第2次答申の着実な実施。事前規制の緩和・撤廃と事後チェック体制を確実にするため2004年(平成16年)4月、内閣に「規制改革・民営化等推進委員会(仮称)」を設置。	「規制改革・民間開放推進3か年計画」に基づき「規制改革・民間開放推進本部」および「規制改革・民間開放推進会議」を設置。

2. 民需を誘発する歳出構造改革

(1) 民間経済活動を活性化する税制改革	活力と国際競争力の観点から法人課税、資産課税の総合的・抜本的見直しなど、税体系全体の改革。	住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、法人税制、国際課税などについて適切な措置を講ずること。(所得税法等の一部を改正する法律) 159国会提出関係法令／(成立) 所得税法等改正法、地方税法
(2) PFIの積極的活用	地方の生活基盤整備などを公共事業で進めつつ大都市圏で事業収益と採算が見込める事業についてPFIを積極活用。 特に羽田空港の再拡張はPFIなどによる。	公務員宿舍整備、刑務所など行刑施設整備事業など公共施設などの整備について、PFIを積極的に活用。 PFI事業は、平成11年度末3件(全国累計)から平成16年2月末132件(全国累計)と急速に展開。 特に、羽田空港再拡張事業に伴う国際線ターミナルビル、エプロンなど整備事業については、PFI手法を導入するための検討調査を平成16年度に実施(事業規模は、PFIとしては過去最大規模の2,000億円程度の見込み)。 159国会提出関係法令／(成立) 羽田再拡張特措法
(3) 公共事業のコスト改革による歳出の効率化	民間に比べ高止まりしている公共事業コストを、民間のコスト削減手法などを参考に見直しを徹底、ムダを省き効率化。	平成15年9月に、「公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、政府一丸となってコスト構造改革を推進。「平成16年度予算編成の基本方針」に、今後5年のコスト縮減目標である15%の総合コスト縮減率の達成に向けた取り組みについて明記。
(4) 2006年(平成18年)度に名目GDP2%以上の経済成長を達成	2006年(平成18年)度に名目GDP2%以上を達成。	平成15年度GDPはプラス0.7%と3年ぶりに名目プラス成長実現の見通し。
(5) 2010年代初頭のプライマリーバランスの回復	後世に負担を先送りせず、将来の大増税不安をなくすため2010年代初頭にプライマリーバランスの黒字化を実現。	平成16年度予算において、一般会計歳出および一般歳出を実質的に前年度の水準以下に抑制し、国債発行額を極力抑制したところ。こうした努力などの結果、国・地方を通じた基礎的財政収支は改善の見込み。
(6) 特別会計、特定財源制度の抜本的見直し	非効率な特別会計、特定財源制度について事業のあり方、経営形態の議論と合わせ、抜本的に見直す。	財政制度等審議会ですべての特別会計を対象に総ざらい的な検討を行い、平成15年11月に見直しの基本的考え方と50項目を上回る具体的方策を提言。事務事業の見直しによる歳出の合理化・効率化、歳入・歳出構造の見直し、区分経理の必要性の点検、新たな財務書類の作成や分かりやすい説明などのほか、統廃合を含めた特別会計の見直しを推進。
(7) 内閣主導、目標重視の予算編成 ・複数年度化(モデル事業)	平成16年度予算からモデル事業、予算の複数年度化を進め歳出を合理化。	定量的なアウトカム目標を立て、事後に厳格な評価を行うモデル事業を平成16年度予算において試行的に導入(10事業)。複数年度にわたる事業については、国庫債務負担行為や繰越明許費の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないよう措置。
・事前査定から事後評価へ	全予算の政策評価、執行調査を実施、次年度予算に反映させる。	予算執行調査は平成15年度において一般会計に加え18特別会計の20事業を含む51事業を対象とするなど拡充し、調査の結果を平成16年度予算に約492億円反映。政策評価については、平成16年度予算の概算要求にあたり、各府省に対し施策などの評価結果の提出を求め、その予算編成での活用を努めたところ。

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
・予算の重点配分(政策群)	「政策群」など2004年(平成16年)度から省庁の枠を超え予算の重点化・効率化を実施。	平成16年度予算編成においては10の政策群が各府省より提案されたことを受けて、要求・要望のあった経費について政策群の要件を満たしたものであるかなどの観点から府省横断的に査定を行い、決定。
・決算審査の充実	決算審査を早期化し、予算に反映。	平成13年度決算は、初めて衆参両院で、提出した通常国会会期内に審査を終えた。平成15年度決算は、平成16年11月20日前後の早期提出に向けて努力。決算結果については、平成16年度予算に適切に反映。
・スクラップ・アンド・ビルドのルール化	各省が次年度新規予算要求する場合にスクラップ・アンド・ビルドをルール化。	平成16年度予算の概算要求では各省に対し歳出全体の徹底した洗い直しによる制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を求めたところであり、これを継続。
(8) 民間投資の呼び水となる分野への選択と集中	物流、都市再生、新産業、知的財産、研究開発、技術開発などに集中。	平成16年度予算の内容については、活力ある社会・経済の実現に向けて大胆なメリハリをつけ、重点的・効率的な予算配分を実施。 [今後の取り組み] 複数省庁が所管する類似した公共事業のムダを省き効率化する観点から、省庁間の連携を高め、地方の自主性に基づく合理的な事業選択を可能に。

2. デフレに勝ち抜く日本へ — 景気・雇用・中小企業に重点、新技術・新産業の創出

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 不良債権問題の早期解決		
(1) 金融再生プログラムを着実に実施し、2004年(平成16年)度末に不良債権比率半減	2004年(平成16年)度までに主要行の不良債権比率を半減させ、問題を終結。金融機能を健全化。 不良債権処理円滑化のための税制を整備。	平成16年3月期の不良債権比率は5.2%と平成15年9月期から1.3%低下。平成16年度末までに主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期8.4%)の半分程度に低下させるという金融再生プログラム目標達成に向け着実に進捗。 金融機関の不良債権処理に係る税制上の対応については、平成16年度で党税制改正大綱において検討事項に。なお、全産業を対象に欠損金の繰越控除の期間を5年から7年に延長。
(2) 金融機関経営の健全化推進	新たな公的資金注入の枠組みを検討。	「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」を平成16年の通常国会に提出(平成16年度予算における政府保証枠2兆円)。 159国会提出関係法令／(成立) 金融機能強化法、預金保険法
(3) 地域金融の強化(リレーションシップバンキング) ・今後2年間で地銀などの地域金融を集中的に強化	今後2年間でrelationship banking機能を強化。	「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)に基づき、各金融機関から提出された機能強化計画に沿った取り組みを促し、中小企業金融の再生と地域経済の活性化を積極的に推進。
(4) 企業・産業再生への取り組み強化	不良債権問題と企業の過剰債務問題を一体的に解決。産業再生機構、中小企業再生支援協議会などを積極活用し事業再構築を支援。	中小企業の再生を一層加速するため、窓口相談、再生支援計画策定支援業務の強化、計画実施のフォローアップの充実など中小企業再生協議会を拡充(平成15年度18.5億円→平成16年度26.7億円)。産業再生機構、中小企業再生支援協議会、改正産業活力再生特別措置法を着実に運用するとともに、地域中小企業再生ファンドの組成を促進するなど金融・産業の一体的な再生を推進。
2. 中小企業再生の支援		
(1) 個人保証からの脱却	次期通常国会で破産法・民事再生法を改正し企業経営者の再起を支援。 「包括根保証」を見直すなど個人保証のあり方を適正化。	企業経営者の再起を促進するために破産法・民事再生法を改正するとともに、個人保証(特に根保証)のあり方について必要な見直しを検討中。平成16年の通常国会で破産法を改正。 159国会提出関係法令／(成立) 破産法、破産法関係整備法 「包括根保証」の見直しなど、個人保証のあり方については、今年秋頃に法制審議会保証制度部会の答申を得て法案化の見通し。
(2) 新たな中小企業金融システムの確立 ・知的財産権などの信託対象への追加や政府系金融機関の活用	金融への事業会社参入、債権の証券化など資金調達手法の拡充。	「経済活性化のための産業金融機能強化策」を平成15年末にとりまとめ。信託業の担い手や受託可能財産の範囲を拡大するための「信託業法案」、組合型投資ファンド(投資事業有限責任組合など)の投資対象の拡大に合わせ投資家保護範囲を拡大するための「証券取引法等の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(成立) 証券取引法、中小企業金融公庫法、投資事業有限責任組合法(審議中) 信託業法 [今後の取り組み] 創業からその後の事業展開に応じた資金供給の円滑化や債権・動産の活用促進などによる産業金融機能強化などを通じ、活力ある中小企業の革新と再生を図る。
・過度の不動産担保主義からの脱却	資産担保証券購入市場開設など中小企業資金調達円滑化への政府・日銀の取り組み。	現在、日銀を中心に中小企業・中堅企業金融などを一層円滑化するため、資産担保証券の買入れについて必要な見直しを行いつつ、これらを通じて証券化市場を活用しやすい環境を整えるための検討を推進。

3. 雇用の創出・維持・確保

(1) 530万人雇用創出プログラムの達成	サービス分野の規制改革や公的部門の外部委託などにより今後2年間で300万人以上の雇用創出。 適切な労務管理について労使の取り組みを支援し完全失業率を低下させる。	今後2年間で300万人以上の雇用を創出する目標を達成するため、必要な措置をさらに推進。 雇用の維持・確保、適切な労務管理について労使の取り組みを支援する予算として、休業などにより雇用維持を行った事業主に対して、賃金負担額などの一部を助成する雇用調整助成金(平成16年度179億円)などを計上。
-----------------------	---	---

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
(2)「若者自立・挑戦プラン」による若年失業者対策	「実務・教育連結型人材育成システム」の実施など「若者自立・挑戦プラン」の推進。	今後の時代を担う若年者の人間力の総合的な強化を図る「若者自立・挑戦プラン」を推進し、地域ワンストップセンター(ジョブカフェ)の整備や実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)などの施策を実施(平成16年度494億円)。
(3)高齢者・障害者雇用の推進	“70歳現役社会”を目指し高齢者・障害者雇いを推進。	平成16年度予算で高齢者などの雇用・就業対策の強化(平成16年度876億円)、障害者の雇用機会の拡大など障害者雇用対策の推進(平成16年度145億円)を措置。年金支給開始年齢までの雇用機会の確保などを内容とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正案を平成16年の通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(成立) 高齢者雇用安定法
(4)ホームレスの自立支援	就業、居住、保険・医療など総合施策を実施。	平成16年度予算でホームレス自立支援職業相談員やホームレス就業開拓推進員の配置、ホームレス自立支援事業、ホームレス衛生改善事業、ホームレス保健サービス支援事業などに30億円を予算措置。
(5)職業訓練の一層の充実	個人の選択を機能させた職業訓練、民活の「一人一技能」の実現、産業ニーズに応じたカリキュラム策定、職業能力評価制度の整備を推進。	民間を活用した新たなものづくりなどに向けた先端的な取り組みなど高度かつ効果的な職業能力開発システムの整備、専修学校や大学・大学院など民間を活用した職業訓練から就職までの一貫した支援や求人ニーズに即したオーダーメイド型訓練の推進などを平成16年度予算で措置。
(6)NPOが活躍する経済社会の実現	社会生活分野で高齢者、家事専業者、障害者の参画を促すNPOの活用。	環境整備に向け党組織本部内に新たに「NPO委員会」を設置(平成16年党大会規約改正)。政調のNPO特別委員会とともに、関係団体の意見・要望を一層反映できる体制を強化。

4.新たな経済発展基盤の創造

(1)研究開発環境整備による「科学技術創造立国」の実現	第2期科学技術基本計画の着実な実施、特にナノテクなど重点4分野に注目。	第2期科学技術基本計画を踏まえ科学技術分野に重点的投資(平成16年度予算における科学技術振興費 1兆2,841億円 前年比 4.4%増)。第2期科学技術基本計画の着実な実施により、政府開発研究投資の対GDP比は、欧米並みに近づく。
・若手研究者が自立し、能力を最大限に発揮できる研究環境整備	競争的研究資金を2005年(平成17年)度6,000億円に倍増。	競争的研究資金については、前年度比3.3%増の3,606億円を措置。特に科学研究費補助金の「若手研究」については20%増。
	大学の講座制改革など若手研究者の自立に向けた研究環境整備。	若手研究者が活躍できる研究環境整備を今後さらに検討。
(2)ベンチャー育成・起業支援(新技術・新産業の創出)	2006年(平成18年)度までに年間創・開業数を倍増(18万社→36万社)、2004年(平成16年)度で大学発ベンチャー1,000社創業を実現。	研究開発型ベンチャーへの支援や産学官連携による実用化研究開発の支援などを通じてベンチャー創出・起業・新事業展開を推進するため、関連予算を大幅に増額。開業創業倍増計画、大学発ベンチャー1,000社計画の達成に向け環境整備を推進。
(3)知的財産の戦略的保護・活用	「ソフト重視戦略」を徹底、「知的財産高等裁判所」創設、特許審査の迅速化、法科大学院設置など総合的対策。	「ソフト重視戦略」を徹底するため平成16年度予算で所要予算を措置。知的財産にかかる裁判迅速化などのため、専門委員制度を導入(平成16年4月)するとともに「知財高裁」設立の法案を通常国会に提出。国公私立を通じ法科大学院など専門職大学院のカリキュラムなどの形成を支援するため15億円(新規)を措置。 159国会提出関係法令／(成立) 特許法、裁判所法、著作権法、関税定率法、破産法、知的高裁設置法、知財裁判所法(審議中) 信託業法
(4)日本の価値創造力を活用した新産業の育成	半年以内に「平成の産業創造戦略」策定、日本ブランド発信の官民の取り組み。	創業・新事業の創出、成長分野の発展促進、既存企業の再編・競争力強化を目指した「新産業創造戦略」を平成16年5月に決定。また、JAPANブランド育成支援事業(平成16年度9.3億円)やコンテンツ国際市場創設事業(平成16年度5.0億円)など、日本ブランド発信のための取り組みに対して予算措置。
(5)e-Japan戦略Ⅱ	世界最先端のIT国家を目指し2005年(平成17年)度に光ファイバ利用大国、遠隔医療、電子政府・司法を実現。	電子政府構築計画に沿って申請・手続きの電子化など総合的なワンストップサービス実現を推進。 159国会提出関係法令／(成立) 電子公告法、不動産登記法、不動産登記法関係整備法(審議中) 民事手続改善法
(6)環境保護と経済成長の両立	低公害車、ごみゼロ作戦、クリーンエネルギーなど科学技術を振興。	平成16年度予算で政策群の一つである「世界最先端の低公害車社会の構築」のための経費などを措置。環境保護と経済成長の両立について、今後党環境基本問題調査会などで検討。政府においても中央環境審議会、産業構造審議会などで検討中。 159国会提出関係法令／(成立) 油濁損害賠償保障法、環境配慮事業活動促進法
(7)観光立国の推進	2010年(平成22年)までに外国人旅行者を倍増(500万人→1,000万人)。	平成16年度予算で関連予算35億円を計上(15年度 21億円)。 159国会提出関係法令／(成立) 旅行業法、景観法

3.行政の役割を変える — 「生活者重視の行政」、「簡素で効率的な政府」に

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1.事後チェック型行政に対応するセーフティネット整備		
(1)金融・証券取引の健全化・適正化	金融・証券市場の監視・取り締まり体制強化、苦情・紛争処理体制整備など自己責任時代にふさわしい投資環境を整備。	金融・証券市場を健全化・活性化するための観点から、所要の法案(「証券取引法等の一部を改正する法律案」、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案」、「信託業法案」)を平成16年通常国会に提出。平成16年4月に公認会計士・監査審査会を設置。 159国会提出関係法令／(成立) 証券取引法、社債等振替法(審議中) 信託業法

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
(2)金融サービスを含めた消費者保護の強化	「団体訴権」制度導入、PL法の拡充など、金融サービスを含めた消費者保護法制の強化。	悪質な商法に起因する消費者トラブルに適切に対処するため、「特定商取引に関する法律および割賦販売法の一部を改正する法律案」を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(成立) 証券取引法、特定商取引法 [今後の取り組み]すべての金融商品を対象に厳しい行為規制と罰則などを定める「投資サービス法」の制定など、投資家保護施策を拡充する。また、公正な市場実現に向けた行政に対する監視および摘発・取り締まり権限の付与などについて検討する。
(3)公正取引委員会の機能強化など	公取委の権限強化、課徴金の引き上げなど独禁法改正案を2004年(平成16年)中に提出。	[今後の取り組み]「独禁法」改正案について、政権公約の実現に向け、さらに関係各方面の意見も聴取しつつ所要の調整を進め、早急に取りまとめる。また、いわゆる“ダンピング受注”および公共調達について発注者側の談合への関与を排除するための措置を講じる。 159国会提出関係法令／(成立) 不正競争防止法
	公取委の人員を大幅に増強。	公取委の体制強化として平成16年度に35人の新規増員を承認。今後さらに強化を推進。
(4)司法制度改革 ・裁判外民事紛争手続きの制度化	「裁判外紛争解決手続き利用促進基本法案」を2004年(平成16年)の通常国会に提出し調停、仲裁など裁判以外での民事紛争解決手続きの基本ルールを制度化。	[今後の取り組み]裁判外紛争処理制度について、司法制度改革推進本部などにおいて引き続き関連法案のとりまとめを急ぎ、早期国会提出を目指す。
・国民のための司法の実現	法律扶助・被害者支援など司法ネット、裁判員制度など身近な司法の実現。	司法制度改革推進本部などにおいて司法ネット整備や裁判員制度の創設につき通常国会に関連法案を提出。民事法律扶助については法律扶助協会に対し約40億円(前年度比約5億円増)の補助金を措置。 159国会提出関係法令／(成立) 裁判所法、弁護士法、労働審判法、裁判員法、刑訴法・検察審査会法、総合法律支援法、弁護士職務経歴法(審議中) 民訴費用整備法
・行政訴訟制度改革	2004年(平成16年)の通常国会で行政訴訟制度改革、裁判外紛争処理制度の整備などを進める。	行政事件訴訟法の一部を改正する法律案を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(成立) 行政事件訴訟法

2.公的な関与を縮小し、「簡素で効率的な政府」を実現

(1)国・地方の公的債務の削減と管理	歳出構造改革、地方行革で公的部門をリストラし公的債務を削減。	国の行政についてはIT化、アウトソーシングなどによりスリム化を推進中。国の定員は治安など必要分野に措置しながら純減を達成(平成16年度純減-445)。定員の上限を20万人強引き下げる総定員法改正案が平成16年通常国会で成立。地方の行政改革については、地方公務員数を平成15年で対前年比2万7,000人の純減、給与水準(ラスパイレス指数)も過去最低。また、市町村合併の推進、地方公務員の給与などの適正化、民間委託などの拡大を図るほか、各地方公共団体の取り組みについてわかりやすくディスクロージャーする仕組みなどについても検討。また、地方の行政改革を促進させるため、地方の行政改革を阻害している国の規制の見直しを大胆に推進。 159国会提出関係法令／(成立) 行政機関定員法
(2)公務員制度改革法案を2004年(平成16年)の国会に提出	規制改革や国庫補助金削減などにより国・地方の事務事業の廃止・縮小を進め、国や地方自治体をスリム化、民間経済活動機会を増大。	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に示された方針などを踏まえ、事務事業の徹底的な見直しを行いつつ補助金について平成18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減などの改革を施行。
	ファミリー企業など、不透明さが指摘される公社・公団などに民間企業と同水準の情報開示、経営監視機能を導入。	特殊法人などについては、平成12年度決算より、民間企業と同様の会計処理による財務諸表を作成・開示。
	公務員制度改革法案を2004年(平成16年)の国会に提出、総理などが直接任用する補佐スタッフの整備など。	行政とそれを支える公務員に対する信頼を確保しつつ、公務員にやる気を起こさせ、持てる力を最大限発揮させ、行政全体が活性化することを基本として、公務員制度改革法案を本年中に国会に提出。
	公務員の行政不作為一掃、現場の士気を高揚する評価システム導入を検討。	能力・実績の評価制度を導入し、国民から負託された職務に対し、ふさわしい能力を有する者を任用し、職務に見合った働きに対して適正な処遇を実施。
(3)内閣に「規制改革・民営化等推進委員会」を、党に「法律廃止検討委員会」を設置	府省課長以上のポストの2割程度の官民交流を目指す。	官民交流促進のため、官民交流法改正案を本年の国会に提出。また、府省間、国・地方、人事グループ間の人材交流についても、その拡大を実現。
	適正な再就職ルール確立で「天下り」制限。	営利企業にとどまらず、特殊法人、独立行政法人、公益法人なども含めた再就職全体について、国民の納得が得られるよう明確なルールを定め、内閣が責任を持ってチェックする仕組みを構築。
	2004年(平成16年)4月内閣に「規制改革・民営化等推進委員会」、党に「法律廃止検討委員会」設置。	平成16年3月に「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定し、閣僚からなる「規制改革・民間開放推進本部」および民間からなる「規制改革・民間開放推進会議」設置。
・裁量行政を排除	行政裁量を厳格化するための立法方針を決定。行政の裁量をチェックするため政省令など行政立法の基準を明確にし、厳格な手続きを定めるなど、行政手続法を抜本見直し。	行政機関における政省令の制定に関するルールを透明・公正なものとするともに、国民参加の充実に資するため、行政立法手続法に関する法制を整備するため、政府において、「行政手続法検討会」を発足させ、早期の法案提出を目指して作業を開始。
・「国家財政ナビゲーション」の整備	一般会計、特別会計、特殊法人などの財務諸表作成を検討。	各省庁の財務状況などに関する説明責任の明確化および予算執行の効率化・適正化に資する財務情報の提供などを目的として、一般会計、特別会計および特殊法人などを連結した省庁別財務書類を平成18年度までに公表する予定。また、政策ごとに予算と決算を結びつけ、予算とその成果を評価できるような予算書、決算書の作成に向けての整備を推進。

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
3. 「特殊法人」などの改革断行		
(1) 「特殊法人等整理合理化計画」の着実な実施	整理合理化計画を着実に実施し特殊法人・公益法人などについて引き続き民営化など推進、独法移行後3〜5年の中期目標期間終了時における徹底した洗い直し、行政代行人廃止・民営化。	「特殊法人等整理合理化計画」に従い、独立行政法人化などの組織改変を含む改革を着実に実施。特殊法人など向け財政支出も組織・事業の徹底した見直し成果を反映し、平成16年度は対前年度で▲1兆7,538億円縮減（組織改変後の独立行政法人など向け財政支出を含めても▲413億円の縮減）。 159国会提出関係法令／（成立）高速道路株式会社法、（独）高速道路保有機構法、道路公団民営化関係整備法、道路公団民営化関係施行法、奄美・小笠原振興開発特措法、（独）年金積立金運用法 [今後の取り組み] 平成17年度末に中期目標期間が終了する53独立行政法人の見直しを円滑かつ効果的に実施するため、見直し着手作業を1年前倒しして平成16年夏から検討を開始する。また独立行政法人の運営費交付金について透明性を確保し、説明責任を厳しく求める。行政代行人についても対象法人の範囲、改革の方針の検討を進め、組織・業務の廃止・民営化などの改革を行う。
	政府系金融機関など残る課題も実行。	政府系金融機関における政策遂行上の役割は、いまだ大きなものがあるため、平成20年を目途に改革をすることとし、党行革推進本部において今後具体化を検討。

4. 安心できる社会保障制度を ―年金・医療・介護を抜本改革

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 持続可能な社会保障制度へ		
(1) 国民負担率から見た税制と社会保障負担のあるべき姿	国民負担率50%以内の目標で税制、社会保障制度をつくる。各世代応分公平な負担の仕組みにするため消費税引き上げも議論し結論。年金・医療・介護の抜本改革、公平で持続可能な制度の構築。	今後年金に続き介護、医療と一体となった改革を進める中で国民負担率の観点を踏まえつつ総合的に推進。 [今後の取り組み] 社会保障制度全般について一体的な見直しを開始する。平成16年中に、社会保障制度の基本的役割と持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会のあり方を踏まえ、①中期的な観点からの社会保障給付費の目標、②税・保険料の負担や給付のあり方、③公的に給付すべき範囲のあり方、④各制度間の調整のあり方、⑤制度運営のあり方などの課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。
(2) 少子高齢時代に対応する年金、医療、介護など社会保障制度の再構築	基礎年金国庫負担1/2引き上げ、年内に年金改革案を取りまとめ2004年（平成16年）通常国会に提出。	平成16年通常国会に年金改革法を提出。今後、介護、医療についても年金と一体的に改革を推進。 159国会提出関係法令／（成立）国民年金法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済法（審議中）国家公務員共済組合法 [今後の取り組み] 国民年金法を改正し、国民年金が強制加入となった昭和61年4月以降の錯誤などによる未加入や保険料未納を救済する特別措置を講じるとともに、事後納付制度を恒久的措置として創設する。また、社会保険庁に抜本的な未納者対策を講じさせるとともに、啓発活動を強化させる。さらに年金積立金を年金給付に関係しない使途に使わせないよう適正化する。そのほか、人間らしい、元気で長生きできる社会を構築するために、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病対策や介護予防などに重点を置いた「健康フロンティア戦略」を推進する。
(3) 「待機児童ゼロ作戦」	少子化対策総合施策など推進、2004年（平成16年）度までに受け入れ児童数10万人増加。	通常国会に児童手当法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案、児童虐待の防止などに関する法律の一部を改正する法律案を提出。平成16年度予算で「待機児童ゼロ作戦」、放課後児童クラブ拡充などを予算措置。 159国会提出関係法令／（成立）児童手当法（審議中）児童福祉法（次世代育成支援対策）
(4) 男女共同で行う子育て支援	2004年（平成16年）通常国会に育児・介護休業法改正案、休業期間の延長など男女共同子育て環境支援。	平成16年通常国会に育児休業法改正案を提出。 159国会提出関係法令／（審議中）育児介護休業法
(5) 障害者基本法改正案の早期成立	障害者の人権擁護、差別禁止、バリアフリー社会推進など総合支援策。	平成16年通常国会で改正法案が成立。 [今後の取り組み] 障害者基本法の改正を踏まえ、障害のある人もない人も互いに尊重しあい、意欲と能力に応じてともに働き、ともに生きる「自立と共生の地域社会」の実現を目指し、障害者の就労にかかる施策の充実を進める。また、学生などの国民年金制度の発展過程で生じた特別な事情を考慮して、障害基礎年金などを受給していない障害者に対して、福祉的な観点から給付金を支給するよう立法措置を講じる。 159国会提出関係法令／（成立）障害者基本法（議員提出）（審議中）特別障害給付金支給法（議員提出）

2. 命と健康の安全保障の確保

・国民皆保険制度の堅持など	国民皆保険、フリーアクセスの堅持、医療の質向上、効率化を進める。	診療報酬・薬価などを改定（−1.0%、医療費ベース）。小児救急医療体制の整備、医師臨床研修の推進など安心で質の高い効率的な医療の提供を推進（643.9億円→724.5億円）など。
・エイズ、SARSなど新たな感染症問題への対応	エイズ、SARSなどの新たな感染症に対処、内外の情報連絡、治療体制強化。	「エイズ予防指針」に基づき総合的な対策を推進。SARSなど感染症対策については引き続き海外の新興感染症などの発生状況などを踏まえ総合的な対策を推進。併せてサーベイランス体制を強化するとともに検疫所の体制強化や医療機関などへの国庫補助制度を拡充。
・医療ミスの防止、情報公開など	事故防止マニュアルの徹底、事故時連絡・情報公表体制の整備、防止体制強化など。	事故事例・ヒヤリハット情報収集など事業の拡充（1.2億円→2.4億円）。平成16年度関係予算額9億8,300万円（前年度比51%増）。

5. 安全な国の復活 ―世界一安全・安心な国を

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 犯罪のない、安全な国		
(1) 今後5年で治安の危機的状況から脱却	5年で危機的状況脱出、5年で不法滞在者25万人を半減。	治安回復に向けた基盤整備のため、国の治安関係職員の増員（矯正451人、入管168人など）、地方警察官3,150人増員などに加え、刑務所などの収容定員増に積極的に対応（矯正施設整備費約179億円）。また出入国管理体制の強化のため不法滞在外国人摘発体制の強化、地方海空港などにおける出入国審査体制の強化などに必要な経費を21億円計上。 [今後の取り組み] 現在、年間4万人が新規発生し、4万人を退去強制している不法滞在者について、入国審査および退去強制体制を抜本的に強化し、新規発生を年間3万人にとどめ、退去強制を5万人以上に増やすことにより毎年2万人以上の不法滞在者減少を進める。また、犯罪抑止に果たす地域社会の役割の大きさに着目し、地域の連帯を取り戻し、地域社会と警察などの連携強化により地域を挙げた安全な街づくりを進める。さらに、犯罪のない、地域住民と外国人が共生する健全な多文化交流の実現による都市再生のモデル地域としての「歌舞伎町刷新プラン」を推進する。このほか、犯罪被害者の権利を守り、早期立ち直りを支援するための「犯罪被害者総合支援策」を確立する。 159国会提出関係法令／（成立）暴力団対策法、国際捜査共助法、入管法
(2) 悪徳商法などの被害から消費者・国民を保護	2004年（平成16年）通常国会で消費者保護基本法改正。	消費者保護基本法改正案（議員立法）を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／（成立）消費者保護基本法（議員提出）
	公益通報者保護制度を整備。	平成16年通常国会に公益通報者保護法案を提出。平成16年度予算で公益通報者保護制度の運用に関する調査研究および普及啓発経費など1.1億円を措置。 159国会提出関係法令／（成立）公益通報者保護法
	団体訴権制度を導入。	[今後の取り組み] 悪質商法による被害の拡大を防ぎ、被害者の救済を速やかに行うための効果的な対抗措置として早期導入に努力する。
・ヤミ金融対策法の厳格な運用	関係機関の連携により銀行口座、携帯番号の把握・閉鎖などの措置を迅速に実施可能に。	「ヤミ金融対策法」の施行（平成16年1月）を受け、機動的・効率的捜査のため業者の拠点が多数存在する都内に捜査拠点を設置。また銀行に預金口座の適切な管理などを文書で要請（平成15年9月12日）、当局が預金口座不正利用情報の提供を受けた場合の対応などに関し事務ガイドラインを改正・公表（平成15年9月12日）などの措置を実施。 [今後の取り組み] 銀行口座売買の禁止措置を検討する。
・法律相談窓口の全国的な設置	3年以内にどこでも法的紛争解決の情報を得られる官民協働司法ネットを整備。	司法制度改革推進本部などにおいて司法ネットの創設について関連法案を国会提出。また、同制度構築に係る具体的な諸問題を検討するための調査研究費を計上。総合法律支援法案を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／（成立）総合法律支援法
(3) 警察・司法体制の抜本的な見直し・引き締め強化	警察官増員で「空き交番ゼロ」を目指す。街頭防犯カメラ設置推進。	「空き交番ゼロ」をはじめ治安体制を強化するため平成16年度に地方警察官を大幅に増員（3,150人）。スーパー防犯灯などに4億円強の予算を計上。平成16年度予算において検事56人（純増52人）、判事42人、判事補10人を増員。
	「親身で頼れる警察」へ意識改革や新たな評価制度導入など、警察・司法の引き締め強化。	引き続き検討。 159国会提出関係法令／（成立）警察法
(4) 個人のプライバシーが尊重される社会	インターネットや電子化の進展によるハイテク犯罪に対処し、プライバシー権利保護や情報窃盗罪などの法整備を推進。	159国会提出関係法令／（審議中）刑法（犯罪の国際化、高度情報化対処） [今後の取り組み] 「情報窃盗罪」の新設、プライバシー保護施策の強化、盗難通帳やキャッシュカードなどによる預金引き出し、クレジットカードのスキミングなどハイテク犯罪への対処、迷惑メール防止対策の強化などを今後検討する。

2. 食料・環境・エネルギー・大規模災害からの安全

(1) 食の安全の確保	食品安全委員会などの的確な行政運営を確保、消費者に信頼される供給体制を確立。	食品安全委員会が行う食品に関するリスク評価により、関係省庁が安全性確保施策の策定、実施を行う仕組みを確立。また、食品表示の監視・指導の徹底、食品のトレーサビリティシステムの実用化などにより消費者と生産者・事業者の「顔の見える関係づくり」を推進。
	食料安全保障の確立のため食料自給率を向上。	平成16年度予算で食料安定供給関係費、地域水田農業ビジョン実現による産地づくり対策費などを措置。食料自給率の向上を図るため、「食育」やコマ政策改革など消費・生産の両面から所要の対策を推進。また不測時においても食料の安定供給を確保する食料安全保障に関する施策を推進。
	2004年（平成16年）に「食育基本法」制定、内閣府に「食育推進国民会議」を設置。	平成16年の通常国会に食育の推進の目的、基本理念、国をはじめとする関係者の責務、基本的施策および食育推進会議を内閣府に設置するなどの内容を盛り込んだ「食育基本法案」を議員提案により提出。 159国会提出関係法令／（審議中）食育基本法（議員提出）
・自然環境の保全、農山漁村地域の景観の維持	農山漁村の景観を共有財産とし、環境保護・景観維持を一体化。	農村振興総合整備事業などを拡充し、景観や自然環境との調和に配慮した景観整備などの手法を導入。景観保全のため総合的な土地利用調整を行う景観法を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／（成立）文化財保護法、外来生物被害防止法、景観法、景観法関係整備法
(2) 地球環境問題への貢献	燃料電池など新エネルギー開発・普及、廃棄物リサイクル対策で循環型社会を実現。	平成16年度予算で省エネ・代エネの観点からエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策事業支援のため175億円を計上、また循環型社会の実現に向けた廃棄物リサイクル対策経費、燃料電池、バイオエタノールの普及や廃棄物リサイクル対策などについて技術開発を含む予算を措置。

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
	食品廃棄物、家畜排泄物、廃材など生物系資源を持続的に活用するバイオマス戦略推進。	平成16年度予算でバイオマスの収集・変換・利用システムの構築、利活用の高度化などの促進を図るため266億円を措置。
(3) エネルギーの安全確保	エネルギー安定供給体制を確固とするため外部評価機関である原子力安全委員会の事務局体制強化など原子力安全行政を強化。 石油・天然ガスの自主開発に努めつつ、新エネルギー開発を総合的・戦略的に進める。	原子力安全規制調査実施体制の強化として、平成16年度予算で規制調査官3人の新規増員を措置。また、核物質防護対策の強化のため、原子力安全・保安院に核物質防護管理企画官など15人の新規増員を措置。 新エネルギー対策や天然ガスなどのエネルギー源の多様化を推進するため、エネルギー需給構造高度化対策の予算を大幅に増額(平成15年度:2,327.6億円→平成16年度:2,563.1億円、+235.5億円)。 [今後の取り組み] エネルギー資源に乏しいわが国において、国民の暮らしと産業に不可欠なエネルギーの安定供給を将来にわたって確保するため、エネルギー基本計画に基づき六ヶ所再処理事業をはじめとする核燃料サイクルなどの諸施策を着実に推進する。
(4) 大規模災害からの安全	第2次防災事業計画を着実に実施、2004年(平成16年)の通常国会で北海道東海溝型地震対策の法制化。	北海道東北地方海溝型地震対策の議員立法が通常国会で成立。平成16年度予算で日本海溝周辺の地震対策推進経費として内閣府に1.0億円を措置。 159国会提出関係法令／(成立)被災者生活再建支援法、北海道・東北地方海溝型地震防災対策法(議員提出)

6. 「国から地方へ」 — 地方の自立と都市の再生を

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 「三位一体改革」による地方分権の推進		
	2006年(平成18年)度までに補助金4兆円の廃止・縮減など、交付税見直し、地方へ税源移譲の「三位一体改革」を具体化。地方の裁量を広げる交付金化、統合補助金化などの補助金改革推進。全国一律規制の緩和、許認可権限の委譲推進。	三位一体の改革については「基本方針2003」などを踏まえ、平成16年度予算編成において、「1兆円」の補助金改革、地方歳出の徹底的な見直しによる地方交付税総額の抑制(対前年度比 一約1.2兆円)、所得譲与税の創設などによる税源移譲(約4,500億円)を実現。 159国会提出関係法令／(成立)地方税法、所得譲与税法、地方交付税法、義務教育国庫負担法、児童福祉法、植物防疫法、都市再生特措法、地方自治法 [今後の取り組み] 「三位一体改革」について、残る2年間の工程を遅くとも本年秋までに明らかにする。税源移譲については概ね3兆円規模を目指すこととし、その前提として地方公共団体に補助金改革の具体案取りまとめを要請し、それを踏まえ検討する。また奨励的補助金の廃止・縮小などを引き続き厳しく進める。
2. 地方行革の徹底(地方の構造改革)		
	公務員給与、単独事業見直しなど地方歳出を精査し財政健全化。地方交付税を財政調整機能を維持しつつ改革。 分権の担い手、身近な行政の実施主体として市町村合併を推進。 業務・事務の外部委託、電子政府化の進展に応じた定員再配置などメリハリある職員構成を実現し、公務員に対する国民の信頼を回復。	地方財政の効率化を促し、地方の自立を促進する観点から給与関係経費、単独(投資的経費)事業などの地方歳出項目の見直しを行い、地方の財政運営に配慮しつつ地方歳出を削減。この結果、地方交付税総額を抑制するとともに、地方財政収支を改善。 市町村合併特例法の期限である平成17年3月に向け市町村合併を引き続き推進。平成16年度予算で市町村合併推進事業(3,237億円)、地方単独事業で市町村合併推進事業(1,800億円程度)、合併特例事業(6,000億円程度)を措置。合併特例法の失効後は新たな法的枠組みの下で一定期間さらに自主的な合併を促す措置を実施。 159国会提出関係法令／(成立)市町村合併特例法、市町村合併推進法 地方公共団体に外部委託の実施率や実施事例・効果などを示しながら、積極的かつ計画的な推進を要請(平成16年3月)。
3. 「地域の再生」		
(1) 地域再生プログラムを策定し、地域経済の再生を実現	行政事務の民間移譲、企業育成など「地域産業起こし」の地域再生プログラムを策定。	地域再生本部において「地域再生推進のための基本指針」を決定(平成15年12月19日)し、これに基づき地域再生構想の提案を整理・検討。141件の「地域再生推進のためのプログラム」を平成16年2月下旬に本部決定。 [今後の取り組み] やる気のある自治体が住民や企業との連携のもとに特性を生かした地域間競争を通じて活性化が図られるよう、既存の制度・施策について地域の自主裁量性の尊重、縦割り行政の是正の観点から抜本的に見直すとともに、三位一体改革に資する形で地域が自由に使える資金を確保できる制度を創設する。 農林水産分野の構造改革に向け、コメ政策改革などを着実に実施。農林水産物の輸出促進、多様で健全な森林の整備・保全、資源管理の徹底などによる「海の恵み」の持続的な利用の推進などの取り組みに重点を置きつつ各般の政策を総合的に展開。平成16年度農林水産予算総額 3兆522億円。 159国会提出関係法令／(成立)青年就農促進法、農業改良助長法、森林法、農業委員会法、卸売市場法、特定農産加工法、農協法 平成15年11月に食料・農業・農村政策推進本部で新たな食料・農業・農村基本計画の策定や担い手の経営に着目した品目横断的な政策への移行などについて検討を開始。平成16年度で農林水産分野の構造改革促進に向け、コメ政策改革、輸出促進などに必要な予算を措置。

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
(2) 都市再生と中心市街地の活性化を促進	美しい国土、景観、町並み、住宅、歴史的遺産・行事などの整備再興など国土と文化、伝統などを含めた都市・地域再生、中心市街地活性化の総合的推進。	都市再生特別措置法改正案、景観法案、都市緑地保全体法等改正案などを平成16年通常国会に提出。平成16年度予算で景観形成事業推進費(200億円)、まちづくり交付金(1,330億円)、緑地環境整備総合支援事業(50億円)を措置。 159国会提出関係法令／(成立)文化財保護法、都市再生特措法、景観法、景観法関係整備法、都市緑地保全体法
(3) 「都市と農山漁村の共生・対流」の推進	農村での就農・起業機会創出、若者定住など新地域コミュニティ再生。 都市、農村が双方向で行き交う「新しいライフスタイル」の実現。	平成16年度予算で新規就農にかかる相談業務や主要都市で就農希望者を対象とした新規就農相談会などを行う「ニューファーマーズフェア」の開催などを実施。農業法人などへの就農を積極的に促進するため「青年就農資金貸付け等に関する特別措置法」改正案を平成16年通常国会に提出。 平成16年度予算で風格ある農山漁村づくりなどに向けた対策を推進するとともに、農山漁村を舞台とした新たなライフスタイルの提案・普及を図る「オーライ!ニッポン会議」の活動などを支援。

4. 道州制導入の検討と北海道における道州制特区の先行展開

将来あるべき行政のひとつの姿として道州制導入の検討を進める。	党内に「道州制に関する特別委員会」を新設し、議論を開始する。政府は第28次地方制度調査会で検討中。
2004年(平成16年)度に地方分権改革のモデルケースとして「北海道道州制特区」を創設。内閣府などに担当組織を設置し、2004年(平成16年)度中に「北海道道州制先行プログラム」を作成。	「道州制に関する特別委員会」で検討。

7. 信頼される国際国家の一員に — 世界に責任を果たす外交・安全保障政策を

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
1. 日米同盟、アジア・国際協調の平和外交を		
	日米同盟基軸、国際協調重視で平和外交を推進。 アジア・アフリカ、途上国との外交・支援協力を充実、国際国家の責務を果たす。 国際平和協力のための基本法を制定しわが国の姿勢を内外に示す。	日米同盟を基軸に国際協調を重視しつつイラク・アフガニスタン復興支援、人類共通の敵であるテロ撲滅など、国際社会と協力した平和外交を推進。イラク復興支援に自衛隊を派遣など、国際社会に協力。平成16年度予算で大量破壊兵器などの不拡散・脅威削減への取り組み(63億円)、国際テロ対策に関するワークショップ関係経費(735万円)、地域テロ協議関係経費(755万円)を措置。 新ODA大綱に基づき平成16年度外務省予算(ODA)に平和の構築(689億円)、人間の安全保障の推進(265億円)、国際的開発課題への取り組み(679億円)を措置。 地域紛争やテロの頻発など、国際平和協力の形態が多様化している現実を踏まえ、今後わが国が紛争解決やその後の平和定着に向け、いかなる理念・原則に基づいて取り組んでいくかを含め国際平和協力のあり方全般について幅広く検討。この中で国際平和のための基本法を検討。
2. 拉致、核、ミサイル問題の早期・包括的な解決による北朝鮮との国交正常化		
	対話と圧力で平壤宣言履行を求め、6カ国協議などで包括的問題解決、正常化。 拉致被害者家族早期帰国、安否未確認者事実解明、帰国被害者自立支援。党「北朝鮮による拉致問題対策本部」を中心に取り組み。	日朝平壤宣言に基づき問題を平和的・外交的手段で包括的に解決し、国交正常化を図るとの基本方針を堅持。米国、韓国などの関係国と緊密に連携・協力し六者会合の場などを通じて北朝鮮の誠実な対応を粘り強く働きかける。平成16年度予算で日朝国交正常化交渉に伴う関連経費、朝鮮半島エネルギー開発機構拠出金、北朝鮮情勢関連経費を措置。 159国会提出関係法令／(成立)外為法(議員提出)、特定船舶入港禁止法(議員提出) 5月22日の総理の再訪朝により、すでに帰国している拉致被害者5人の家族8人のうち、5人の帰国を実現。残る3人の家族の早期帰国実現、安否未確認者の事実解明など解決に向けた具体的な対応を北朝鮮に対して引き続き粘り強く求めよう。平成16年度予算で各国との協議、国連などでの取り組みなど(517万円)を措置。外交カードとして「外為法」を改正、「特定船舶入港禁止法案」を議員提出。
3. 緊急事態への対処		
(1) 国民保護法制整備	2004年(平成16年)通常国会で国民保護法制を整備。	通常国会に国民保護法制など有事関連7法案および関連3条約を提出。 159国会提出関係法令／(成立)外国軍用品等海上輸送規制法、捕虜等取扱法、自衛隊法、国民保護法、米軍行動円滑化法、特定公共施設等利用法、国際人道法違反行為処罰法、ジュネーブ諸条約第1追加議定書、ジュネーブ諸条約第2追加議定書、日・米物品役務相互提供協定改正協定
(2) 緊急事態への対応力を強化	地震、事故、不審船、ゲリラ、NBC、サイバーテロなどへの危機対処能力を強化。	平成16年度予算で国民保護法制の運用、サイバーテロ対策などを措置。また、防災対策、災害復興施策などに重点配分。ゲリラや特殊部隊の侵入、不審船、核・生物・化学兵器などに対する自衛隊の対応能力を強化。自衛隊と警察・海上保安庁の連携強化のため各種共同訓練を実施。 159国会提出関係法令／(成立)警察法、国際航海船舶等保安法

項目	公約内容	具体的措置
(3) テロ資金・マネーロンダリング対策の強化など	テロ資金の洗い出し・凍結などの措置強化、資金洗浄対策強化。	「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」に基づく関連法に則り、国内の取り締まり強化のため所要の措置を講じるとともに資金洗浄対策のための国際フォーラム(FATF)などに対し人的、資金的な協力を実施。
	犯罪目的外国人の入国、麻薬など薬物取り引き取り締まりの強化。	出入国管理体制強化のため、地方海空港などにおける出入国審査体制の強化、不法滞在外国人摘発体制の強化などに必要な経費を21億円(前年度比約8億円増)計上。また、薬物事犯取り締まり強化に必要な資機材(薬物取締用車、暗視カメラ等)などを充実・強化。

4.防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行

(1) 防衛力を整備・強化し防衛庁を省へ	防衛力整備・強化、[防衛省]の実現、国民の安全確保に万全を期す。	防衛力の整備・強化に向け本年末までに新たな防衛計画の大綱および中期防衛力整備計画を策定。わが党も本年3月、「提言・新しい日本の防衛政策」を策定。防衛庁の省への移行については、国会への法案提出を目指し与党内協議中。
(2) 弾道ミサイル防衛システムの整備	防空体制強化のため平成16年度予算から弾道ミサイル防衛システムの整備に着手。	防空体制強化のため平成16年度予算から弾道ミサイル防衛システムの整備に着手。現有のイージス護衛艦、地对空誘導弾ベトリオットの能力向上およびその統合的運用により、弾道ミサイル防衛システムを構築[契約ベース 1,068億円(正面922億円、後方146億円)]。

5.領土・領海問題解決

	わが国固有の領土の返還や領有権問題解決の粘り強い外交交渉。	粘り強い外交努力を継続するとともに、不法入国などの問題には厳正に対処。北方領土復帰対策費(7,951万円)など所要の経費を平成16年度予算で措置。
	国家プロジェクトで2009年(平成21年)までに大陸棚厳密調査を終え国連に提出。	平成16年度予算では、精密海底地形調査、地殻構造探査および基盤岩採取を実施するため、合計104億円を計上。(平成15年度:19億円) [今後の取り組み] 今後新たに、国民生活の質の向上やわが国の安全保障強化に資する観点から、国土管理や移動体、道路などの利用サービスの多様化をもたらす準天頂衛星システムの導入と事業化を進める。

6.経済外交の戦略的展開

(1) WTOとFTAの推進	WTO合意への貢献、FTAへの積極的取り組み。	昨年10月に韓国と経済連携協定の開始で合意。昨年12月にアジア諸国(タイ・フィリピン・マレーシア)と経済連携協定の交渉開始で合意。3月12日にはメキシコとの間でFTA締結正式合意。WTO新ラウンド交渉(平成17年1月1日が期限)については本年3月以降、農業、非農産品市場アクセス、ルールなどの各交渉合が再開されつつあり、積極的に交渉に参画中。
(2) 日本に対する直接投資を5年間で倍増	海外からの対日直接投資を5年間で倍増するため官民が協力。	対日直接投資促進について海外PRなど、対内直接投資推進事業を拡充(平成15年度6.0億円→平成16年度9.7億円)。「対日投資総合案内窓口」を通じて平成15年4月から平成16年3月までの間に1,141件の対日直接投資関心企業を発掘。小泉総理出演によるTVコマーシャルを海外で放映するなど広報活動を実施。日米租税条約を改正(平成16年3月30日発効)。

8.人間力を高める教育改革 —子どもたちの未来のために

項目	公約内容	具体的措置
1.教育基本法の改正		
	公徳心と公共の精神、国を誇りに思う心が身につく教育、家庭・地域の教育力回復などに向け教育基本法を改正。教育振興基本計画策定、教員免許制度の更新を検討。	与党教育基本法改正に関する協議会および検討会で検討中。

2.人間力向上のための教育改革の推進

(1) 知育、徳育、体育、食育による「人間力の向上」	学力、体力、倫理観を備えた日本人の育成。	学習指導要領の改訂(平成15年12月)など確かな学力を育成するための教育改革、豊かな体験活動推進事業の増額(平成16年度:十0.1億円)など道徳教育の充実、子どもの体力向上実践事業(平成16年度:2億円<新規>)の実施などを推進。 159国会提出関係法令／(成立)学校教育法 [今後の取り組み]「真の学力向上」を目指し、学習指導要領の見直しを進める。
	学校開放、学童保育、奉仕・体験活動など社会全体で育成する環境整備。	子どもの居場所づくり新プラン(平成16年度:70億円<新規>)の実施や地域と学校が連携協力した奉仕・体験活動の充実など、学校開放や奉仕・体験活動を積極的に推進。 [今後の取り組み] 高校・大学教育に福祉や環境問題についての体験学習や実習をカリキュラムとして取り入れ、単位を認定する。また、過疎地域などにおける分校の集約化などに伴い、全寮制の「寄宿学校」の活用を進める。
	食育・栄養教諭制度の検討。	平成16年度予算で学校を中心とした食育推進事業の実施など、「食育」を強化。「食を考える国民フォーラム」や「ニッポン食育フェア」の開催など各種取り組みを集中的に実施。栄養教諭制度については、制度導入のための法案を平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(成立)学校教育法

項目	公約内容	具体的措置
(2) わが国の知的基盤を支える大学の国際競争力の強化	大学の知的基盤強化に投資、競争環境で大学改革。	平成16年度予算で国公私を通じ、競争原理に基づき教育・研究に関する優れた取り組みに対し支援(特色ある大学教育改革の支援:68億円<新規>、21世紀COEプログラム:33億円)。
	法科大学院など専門家育成の大学院を充実。	国公私を通じた競争原理に基づき法科大学院など専門職大学院の形成支援(平成16年度:15億円<新規>)の実施など。
(3) 私学の振興	私学の振興。	平成16年度予算で私学助成関係予算4,556億円(前年比1.44%増)を確保。今国会で私立学校法の一部改正を実施。 159国会提出関係法令／(成立)私立学校法

3.「青少年健全育成基本法」の早期成立

	青少年健全育成のための社会的規制強化、青少年健全育成基本法案の早期成立。	青少年健全育成基本法を議員立法で平成16年通常国会に提出。 159国会提出関係法令／(審議中)青少年健全育成基本法
--	--------------------------------------	---

4.文化・芸術・スポーツを生かした豊かな国づくり

	美しい自然、伝統、様式、文化を次世代に引き継ぐ施策を充実。	平成16年度予算で伝統文化子ども教室事業の実施や文化財の保存整備・活用など、文化を次世代へ承継する施策を推進。
	[知財立国][生涯教育]最重視、文化・芸術を生かし[技術と知恵と文化]の国づくり。	平成16年度予算で著作権に関する施策や大学知的財産整備事業など大学における知的財産の戦略的な取得、活用などのための体制整備を推進。また文化芸術立国プロジェクトや国立新美術館などの整備など文化拠点の充実について措置。 159国会提出関係法令／(成立)特許法、裁判所法、著作権法、関税定率法、破産法、文化財保護法、知的高裁設置法、知財裁判所法(審議中)信託業法
	競技スポーツ強化、生涯スポーツ社会の実現。	平成16年度予算で日本オリンピック委員会補助の増額、ナショナルトレーニングセンター整備推進(新規)など優れた競技スポーツ選手の育成強化や、総合型地域スポーツクラブの全国的展開支援の実施など、生涯スポーツ社会の実現を目指した取り組みを推進。 159国会提出関係法令／(審議中)障害者スポーツ支援基金法(議員提出)

9.新しい憲法草案をつくる —新時代にふさわしい新たな憲法を

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
	2005年(平成17年)11月に新憲法草案。国民議論を展開し、あるべき国家の理念を明らかに。平和主義、基本的人権などを踏まえ[公共]の概念を共有、健全な常識が社会を律する国家を建設。	党憲法調査会の陣容を強化し草案起草作業を開始。憲法調査会内に憲法改正プロジェクトチームを設置し、前文、安全保障、統治機構、財政、地方自治、基本的人権などについて精力的に議論を重ね、論点を整理。今後は、新憲法草案の作成に向けて具体的に検討。
	憲法改正の具体的手続きを定める国会法改正、[憲法改正国民投票法]の成立へ。	早期国会提出へ向けて与党内調整中。国民投票法案に関する与党協議会と実務者協議機関を設置し、精力的に議論中。できるだけ早い時期に与党協議会で合意を得て、国会での成立を図る。

10.自民党が日本を変える —改革の芽を大きな木に育て、日本再生

項目	公約内容	具体的措置および今後取り組むべき施策
党改革の推進	政策立案機能強化、人材育成・登用など大胆な党改革を。	「党改革検証・推進委員会」および「立党50年プロジェクト・基本理念委員会」を設置し精力的に議論中。6月2日、党改革に関する中間提言「よりオープンで信頼される自民党を目指して」を取りまとめ。内容は公募制度の本格導入など候補者選定プロセスの改善、優位な人材のプールの創設、政策立案能力の向上、党内人事のあり方、など。